

平成30年3月定例会会議録

平成30年豊郷町議会3月定例会は、平成30年3月5日豊郷町役場内に招集された。

1、当日の出席議員は次のとおり

1 番	中 島 政 幸
2 番	村 岸 善 一
3 番	高 橋 彰
4 番	前 田 広 幸
6 番	北 川 和 利
7 番	西 澤 博 一
8 番	鈴 木 勉 市
9 番	西 澤 清 正
10 番	佐々木 康 雄
11 番	河 合 勇
12 番	今 村 恵美子

2、当日の欠席議員は次のとおり

な し

3、地方自治法第121条の規定に基づき提案理由の説明のため出席を求めたる者は次のとおり

町 長	伊 藤 定 勉
教 育 長	堤 清 司
総 務 課 長	村 田 忠 彦
企 画 振 興 課 長	清 水 純一郎
税 務 課 長	西 山 逸 範
保 健 福 祉 課 長	神 辺 功
医 療 保 険 課 長	北 川 貢 次
住 民 生 活 課 長	長谷川 勝 就
会 計 管 理 者	馬 場 貞 子
人 権 政 策 課 長	小 川 光 治
地 域 整 備 課 長	山 田 裕 樹
上 下 水 道 課 長	森 本 智 宏

産業振興課長	山田篤史
教育次長	岩崎郁子
社会教育課長補佐	平良友紀

4、当日の会議に職務のため出席した者は次のとおり

議会事務局長	山口昌和
書記	寺田理恵

5、提案された議案は次のとおり

- 議第 2 号 豊郷町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 議第 3 号 豊郷駅コミュニティ施設の指定管理者の指定につき議決を求めることについて
- 議第 4 号 町道路線の変更について
- 議第 5 号 豊郷町公共施設等総合管理基金条例案
- 議第 6 号 豊郷町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例案
- 議第 7 号 豊郷町国民健康保険条例の一部を改正する条例案
- 議第 8 号 豊郷町国民健康保険税条例の一部を改正する条例案
- 議第 9 号 豊郷町国民健康保険運用基金条例の一部を改正する条例案
- 議第 10 号 豊郷町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例案
- 議第 11 号 豊郷町指定居宅介護支援等の事業の人員および運営に関する基準を定める条例案
- 議第 12 号 豊郷町介護保険条例の一部を改正する条例案
- 議第 13 号 豊郷町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案
- 議第 14 号 豊郷町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備および運営ならびに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案
- 議第 15 号 豊郷町指定介護予防支援等の事業の人員および運営ならびに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案
- 議第 16 号 豊郷町指定地域密着型サービス事業者および指定密着型介護予防サービス事業者の指定に関する基準を定める条例の一部を改正す

る条例案

- 議第17号 平成29年度豊郷町一般会計補正予算（第7号）
- 議第18号 平成29年度豊郷町国民健康保険事業特別会計補正予算（第5号）
- 議第19号 平成29年度豊郷町下水道事業特別会計補正予算（第4号）
- 議第20号 平成29年度豊郷町介護保険事業特別会計補正予算（第5号）
- 議第21号 平成29年度豊郷町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第5号）
- 議第22号 平成30年度豊郷町一般会計予算
- 議第23号 平成30年度豊郷町国民健康保険事業特別会計予算
- 議第24号 平成30年度豊郷町下水道事業特別会計予算
- 議第25号 平成30年度豊郷町介護保険事業特別会計予算
- 議第26号 平成30年度豊郷町後期高齢者医療事業特別会計予算
- 議第27号 平成30年度豊郷町水道事業会計予算

前田議長 会議を始めます前に、議題16号豊郷町指定地域密着型サービス事業者および指定密着型介護予防サービス事業者の指定に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案の差しかえについて、町長より説明の申し出がありましたので、説明をお願いいたします。

伊藤町長 議長。

前田議長 町長。

伊藤町長 皆さん、おはようございます。3月定例議会の開会前、大変貴重な時間をおかりしまして、議員の皆さん方に議案書の訂正とおわびを申し上げます。

議題16号豊郷町指定地域密着型サービス事業者および指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案につきまして、議案書には「指定密着型介護予防サービス事業者」と記述すべきところ、「指定地域密着型介護予防サービス事業者」と、誤った議案書の提出をしました。このため、議題16号の議案書の差しかえをお願いいたしたいと存じます。

再三の議案書の訂正となり、議員の皆様方にはまことに申しわけございません。差しかえにより訂正させていただき、深くおわびを申し上げます。どうぞよろしくお願いいたします。

前田議長 これより、平成30年3月第1回豊郷町議会定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員は11名で会議開会定足数に達しております。よって、第1回定例会は成立いたしました。

本日の会議を開きます。

(午前8時58分)

最初に留意事項をご説明いたします。会議規則に基づき規則を遵守願います。お手元の携帯電話、スマホの電源をお切りになるか、あるいはマナーモードに切りかえていただきますようお願いいたします。また、会議中はみだりに発言し、騒ぎ、その他議事の妨害となる言動をお慎みください。なお、採決の際はみだりに離席をしないようお願いいたします。会議規則の規定を尊重し、円滑なる議会の運営にご協力のほど、お願いいたします。傍聴者の方につきましては、静かに傍聴していただきたく思います。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、10番、佐々木康雄君、11番、河合勇君を指名いたします。

日程第2、会期決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日から3月22日までの18日間といたしたいと思
います。これにご異議ありませんか。

議 員 異議なし。

前田議長 ご異議なしと認めます。よって、会期は、本日より3月22日までの18日
間と決しました。

日程第3、諸般の報告を行います。監査委員から地方自治法第235条の2
第3項の規定により、平成29年11月から平成30年1月分の現金出納検査
結果ならびに定期監査報告が議会に提出されていますから、ご了承願います。

次に、地方自治法第121条第1項の規定により、本定例会の説明員として、
お手元に配付の文書のとおりあらかじめ出席を求めておきましたので、ご了承
願います。

日程第4、諸般の報告として議長公務、一部事務組合議会報告を行います。
議長公務としての報告事項ならびに一部事務組合議会の結果報告はお手元に配
布しているとおりでありますので、ご了承ください。

日程第5、諸般の報告として委員会報告を行います。予算決算常任委員会及
び議会広報常任委員会の報告をお願いします。

西澤予算決算常任委員会委員長、報告願います。

西澤博一予算

決算常任委員長 議長。

前田議長 はい、西澤さん。

西澤博一予算

決算常任委員長 改めまして、おはようございます。予算決算常任委員会報告をいたします。

平成29年12月5日の予算決算常任委員会において、教育長、教育次長、
社会教育課長、工事業者の立ち合いのもと、豊栄のさと駐車場拡張工事の進捗
状況の視察を行いました。業者から工事の日程や内容について説明を受け、現
場を視察し、工事の状況確認を行いました。なお、本議会中にも視察を行う予
定ですので、よろしく願いいたします。

以上、予算決算常任委員会報告といたします。

前田議長 ご苦労さまでした。

続きまして、村岸議会広報常任委員会委員長、報告願います。

村岸議会広報

常任委員長 議長。

前田議長 村岸さん。

村岸議会広報

常任委員長 皆さん、おはようございます。それでは、議会広報常任委員会報告をいたします。

議会だより第72号の発行については、平成29年12月11日、20日、27日、平成30年1月9日、26日、2月1日の合計6回、委員会を開催し、2月9日に各戸宛てに配布いたしました。

今回、新しい委員で編集する初めての議会だよりとなりますので、より見やすく、読みやすい広報になるよう委員で意見を出し合い、検討を行いました。その結果、タイトルの字体の変更や表紙の写真の全面掲載、バックの色の変更、リード文の工夫、特集記事の掲載やカラーページを増やすなど、前号と比較して大幅に紙面の変更を行っています。今回、お忙しい中寄稿いただきましたデザイナーサービスセンター元気村、農事組合法人アグリ安食西の皆様、ご協力ありがとうございました。

以上で、議会広報常任委員会報告を終わります。

前田議長 ご苦労さまでした。

これで、諸般の報告を終わります。

日程第6、議第2号豊郷町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。

町長、提案理由の説明を求めます。

伊藤町長 議長。

前田議長 町長。

伊藤町長 提案説明の前に一言、御礼を申し上げます。

本日、平成30年第1回豊郷町議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様には公私何かとご多用の中ご参集を賜りまして、心より厚く御礼を申し上げます。また、皆様方には平素より本町の行政運営に対しまして、格別のご配慮を賜っておりますことに対しましても、重ねて厚く御礼申し上げます。

本定例会には同意案件1件、議決案件2件、条例制定案件2件、条例改正案件10件、平成29年度豊郷町一般会計補正予算及び各特別会計補正予算4件、平成30年度豊郷町一般会計予算及び各特別会計予算4件及び平成30年度豊郷町水道事業会計予算の計26件を提案させていただいております。慎重審議賜りますよう、お願い申し上げます。

それでは、議第2号豊郷町固定資産評価審査委員会委員の選任につき、同意を求めることについて、ご説明申し上げます。

現委員が平成30年3月31日付で任期満了になることに伴い、豊郷町大字吉田1240番地、三木英治氏を選任いたしますので、地方税法第423条第3

項の規定により議会の同意を求めるものでございます。なお、経歴につきましては別紙のとおりであり、任期につきましては平成30年4月1日からの3年間でございます。ご同意のほど、よろしくお願い申し上げます。

前田議長 これより質疑を行います。質疑はありますか。

議員 なし。

前田議長 ないようでありますから、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありますか。

議員 なし。

前田議長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより、議第2号豊郷町固定資産評価審査委員会委員の選任について同意を求めることについてを採決いたします。

賛成の諸君は起立を願います。

議員 (起立、全員)

前田議長 全員起立であります。よって、議第2号は原案どおり同意されました。

日程第7、議第3号豊郷駅コミュニティ施設の指定管理者の指定につき議決を求めることについてを議題といたします。

町長、提案理由の説明を求めます。

伊藤町長 議長。

前田議長 町長。

伊藤町長 議第3号豊郷駅コミュニティ施設の指定管理者の指定につき議決を求めることについて、ご説明申し上げます。

豊郷駅コミュニティ施設につきましては、現在、豊郷町シルバー人材センター理事長、北川富男氏を指定管理者として指定しておりますが、本年3月31日付をもって指定期間が満了します。そのため、平成29年12月8日から平成30年1月22日までこの施設の指定管理者を募集したところ、豊郷駅コミュニティ施設に、豊郷町シルバー人材センター理事長、北川富男氏が応募され、候補者として選考しました。この候補者を指定管理者として指定いたしたく、地方自治法第244条の2、第6項の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。なお、指定期間は本年4月1日から平成33年3月31日までの3年間であります。

ご審議賜りますようお願い申し上げます。

前田議長 これより質疑を行います。質疑はありますか。

議員 なし。

前田議長 ないようでありますから、これをもって質疑を終結いたします。
これより討論に入ります。討論はありませんか。

議員 なし。

前田議長 討論なしと認め、討論を終結いたします。
これより、議第3号豊郷駅コミュニティ施設の指定管理者の指定につき議決を求めることについて、採決をいたします。
賛成の諸君は、起立を願います。

議員 (起立、全員)

前田議長 全員起立であります。よって、議第3号は原案どおり可決されました。
日程第8、議第4号町道路線の変更についてを議題といたします。
町長、提案理由の説明を求めます。

伊藤町長 議長。

前田議長 町長。

伊藤町長 議第4号町道路線の変更について、ご説明申し上げます。
大字沢地先の宇曾川平行道路線の道路整備に伴い、路線延長が増となり終点
が変更となるため町道路線を変更するものであります。よって、道路法第10
条第3項において、準用する道路法第8条第2項により、町道路線を認定する
ことについて、地方自治法第96条の規定に基づく議会の議決を求めるもので
あります。
よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

前田議長 これより質疑を行います。質疑はありませんか。

議員 なし。

前田議長 ないようでありますから、これをもって質疑を終結いたします。
これより討論に入ります。討論はありませんか。

議員 なし。

前田議長 討論なしと認め、討論を終結いたします。
これより、議第4号町道路線の変更についてを採決いたします。
賛成の諸君は、起立を願います。

議員 (起立、全員)

前田議長 全員起立であります。よって、議第4号は原案どおり可決されました。
日程第9、議第5号豊郷町公共施設等総合管理基金条例案を議題といたしま
す。
町長、提案理由の説明を求めます。

伊藤町長 議長。

前田議長 町長。

伊藤町長 議第5号豊郷町公共施設等総合管理基金条例案についてご説明申し上げます。

本町は、公共施設等として庁舎等の公共建築物、道路や下水道等のインフラ施設を保有しており、公共施設等の全体の状況を把握し、本町を取り巻く現状及び将来の見通しを分析し、これを踏まえた公共施設等の管理の基本的な方針を定める目的で、豊郷町公共施設等総合管理計画を平成29年3月に作成しました。今後において、現状の施設を維持する場合、大規模修繕及び建てかえの費用等、多大な財政負担を伴うことも予測されますが、必ずしもそのための財源が十分に確保できていない状況であります。今後の公共施設等の長寿命化、更新整備等を計画的に行うため、豊郷町公共施設等総合管理基金を設置するものであります。

よろしくご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

前田議長 これより質疑を行います。質疑はありますか。

今村議員 はい、12番。

前田議長 今村さん。

今村議員 それでは、議第5号豊郷町公共施設等総合管理基金条例案につきまして。今、町長から提案説明をお聞きいたしました。この条例の第1条、設置というのが、公共用または公用に供する施設の長寿命化、更新整備等を計画的に行うため、あと云々と書いてあるんですが、町が管理する公共施設の範囲ということで、もう既に、町には目的基金としては学校教育施設整備基金、また、豊栄のさと管理基金、また、豊郷小学校旧校舎管理基金、こういった等もあるんですけども、それと町営住宅整備基金というのもあるんですけどね。この公共施設等とありますが、具体的に、町長の提案では庁舎も1つですよ。ほかに町内には公共施設っていろいろあるんですけども、この長寿命化とか更新、インフラ整備という形で、道路等も含めて、どこまでの範囲で考えているのか、具体的に今の、町の公共施設のどの辺が対象になるのか説明をお願いします。

総務課長 議長。

前田議長 村田総務課長。

総務課長 皆さん、おはようございます。今村議員の公共施設等総合管理基金条例案のご質疑でございますが、今回提案いたしておりますのは、ご質疑でございますように、これまで目的基金というのが幾つかございます。その中で、今回の対象になる、現在の基金としては町営住宅整備基金、それと学校教育施設整備基金、それと豊栄のさと管理基金については、今回の、今後の施設等の更新等についての基金だと考えております。ただ、従来からあります豊郷小学校旧校舎

管理基金につきましては、これも公共施設ではございますが、これについてはもともとの、管理する寄付等の目的、また、現在やっておりますふるさと納税の関係からいきますと、これについては一定、別にした方がいいのではないかなというところで想定をしております。

それと、今後の公共施設の管理につきましては、先ほど町長の提案説明にありましたように、29年3月に公共施設等の総合管理計画を作成しております。ただ、これについては長い期間の間で、今後、こういった施設を改修なり更新していく必要があるという中で大まかな計画をつくらせていただいております。それで、この管理計画で実行するという事は現在では難しい、困難でありますので、今後についてはそれぞれの施設について個別の施設計画を作成していくと。その中で、どの年度にどういう、この施設についてはどういう内容で改修を行うのか、建てかえを行うのかというようなことを含めて、個別施設計画を策定して実施をしていくというものでございます。

それで、事業の内容としては広範囲になると思います。庁舎を含めて、町が管理しています公共施設、これは建築物がございまして、それ以外に道路、町道の道路は全てこれが対象になってくるということでございます。そうしますと、現在、補助金制度であるものについては一定の補助金がございますが、ただ、補助金のないものがございまして。特に道路関係等についてはこれまでも町単独で行っている内容もございまして、そうしますと、金額的にかなりの金額が今後予想されるという中で、やはり今後、そのために基金で準備をしていくということが必要であるということで、今回、そういった目的で条例案を制定させていただきました。

今村議員 議長。

前田議長 今村さん。

今村議員 次に、この第2条に積立てということで、基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算で定める額とするという形になってはいますが、この豊郷の基金の積み立ての今までの流れからいきますと、一般会計の予算があまってくると、3月補正で特交を一部財政調整基金等に振りかえるとか、そういう基金の、当初予算で繰り出しは、歳入予算で出しますが、余った分はこっちへまた戻すとか、いろいろやっているんですが、この予算の、一般会計歳入歳出予算で定める額とするというのは、すごく、非常に抽象的な条文なんですけれども、町としては、これを計画的にやると、先ほど課長の方から答弁がありました、大体、長期的に計画して年間どのくらいを、この公共施設等整備総合管理基金に積み立てたいと考えているんですか。その予算に対して、実際に積み立てら

れない、変更もあると思いますが、長期的に見て、うちの予算の範囲では年間どのくらいを積み立てる予定で、この基金条例を提案しているのか、ちょっと説明してください。

総務課長 議長。

前田議長 村田総務課長。

総務課長 今村議員の再質疑にお答えをさせていただきます。

この基金の積み立てでございますが、現在のところ、幾らといった金額、明確なものはございません。通常で言いますと、財源、余力があれば当然積み立てを行っているということが通常でございます。あらかじめ、この年度に幾ら積むというのは、現在では見込みが難しいのかなというふうに考えております。それで、従来からもそういったことで財政調整基金なり目的基金を積み立て、また、取り崩しによる活用をこれまでも行ってまいりました。29年3月の管理計画でいきますと何十億という数字が出てきます。これはあくまで概算の事業費でございますが、50億円以上は今後要ります。これは40年、50年の期間ということが想定されるのですが、その中で、それぞれの年度の財源に応じて、どういったものができるかというのを含めた中で、先ほど言いましたように個別施設計画を策定していく必要があるのではないかなというふうに考えております。

それともう1点、先ほど言いました町営住宅なり学校施設整備、それに豊栄のさとの管理基金という、この3つの基金がございます。これについては30年度の予算の中で、この3つを、今回の制定した基金の方に積みかえを行っていきたくて考えております。それについては、当然、学校整備もある一定、これまで改修が進んでまいりました。今後、軽微な改修なりがあるかもわかりませんが、大規模については考えにくい状況、それと豊栄のさとも、2年ほど前に一定改修を終えております。そういったことで、今後発生しないであろうということで、そういった基金を今回、1つの新しい基金の中に含めて、違う節の方に対応ができるという中で、基金の運用をしていくというふうに考えております。

前田議長 ほかに質疑はありませんか。

今村議員 はい。

前田議長 今村さん。

今村議員 今、課長の説明では、関係する目的基金は統合していくというお話しでしたが、町民の暮らしの中で、一番、その時々町民のニーズに応えられる基金というのは、使い勝手のいい基金のことだと思うんですね。そういう中で

は、特定目的基金というのは一定その目的を縛っていますので、それ以上のことでは使えないんです。そういう中で一番使い勝手のいいのが財政調整基金なんです。豊郷町は県下の自治体の中で、財政調整基金の比率が、町の標準財政規模からいくと非常に高いんですけれども、今の話でいくと財政調整基金を減らして公共施設等管理基金、インフラ整備も含めたそういうのにしていくというのであれば、長寿命化とか更新時期とか、いろいろ、減価償却考えていったら幾らでもあるんですが、そういった計画に沿った、具体的な必要経費というのを上げて、それを年度年度で割っていくという、40年で割るのか、それぞれの施設の年度年度で割って行って、その時期が来るときの。そういう基本的な、そういうことを明らかにした上で、だから今年度はこのぐらいの積み立てが必要だと思いますというのなら、まだわかるんですが、金額はわかりませんと、そのときの状況で決めますというのは非常に、議会に対しても非常に、それは、ちょっと無責任な説明じゃないかなと思うんですけれども、そういったことは、今後、この基金条例をつくるに当たって、議会に対しても、それぞれの町の関係する公共施設の長寿命化ならびに更新、町道またそのほかのインフラ整備ですよ、上水下水もありますし、公営企業化したところはまた違いますが、そういった面の、そういう基金で充当するための積立額の目安となる、そういったものはやはり出していただかないといけないんじゃないかなと思います。それは出していただけるのでしょうか、説明をお願いします。

総務課長 議長。

前田議長 村田総務課長。

総務課長 今村議員の再々質疑にお答えいたします。

今言われましたように、今後、公共施設改修に経費が要するという事で、もとにありますのは、管理計画がもとになるということでございます。それで、これは管理計画自体は大まかな事業費でございますので、今後個別にどのぐらいの費用が要するかというのを積算する必要がございます。その出た中で、この経費、これだけかかりますという中で、その経費についてどのお金を充当するかということになるかと思っております。それで、このインフラ施設を含めまして、かなりの公共施設がございます。緊急度の高いものもあろうかと思っておりますし、また、今時点では緊急でなくても、何年か先には緊急度が増すというようなことも、当然出てくる内容の施設もございます。そういうことを考えまして、今後、そういった個別の施設計画で、当然策定して、基金の運用をしていくというふうを考えております。

それと、財政調整基金も現在ございます。28年度決算残高と今年度の取り崩しの予定額を計算しますと、財政調整基金では約13億円程度ございます。先ほど言いましたように庁舎の建てかえというものも、増改築がございまして、それも当然予算も要りますので、今考えておりますのは先ほど言いました3つの基金を、この新しい基金に積みかえをするということと、それと財政調整基金から、この庁舎に伴います必要と予定される部分については、財調の方から、今回制定しました基金の方に積みかえを行っていきたいということで、ある一定の、今後の施設の、そういった改修等に対応できるような準備という形で進めていきたいと考えております。

鈴木議員 議長。

前田議長 鈴木さん。

鈴木議員 議第5号に対する質疑を行います。端的に質問いたします。

第1条では、対象となる施設が公共用と公用に供する施設、2つに分類をされています。今、課長からもかなりの公共施設があると答弁ありましたが、まず、議論の前提としてこの公共用施設がどれだけあって、公用に供する施設がどれだけあるのか、その資料がないと議論ができないのではないかとということが1点と、それから私、管理計画を読んでいませんので申しわけないとは思いますが、例えばその施設の公共施設の一覧で、現行の基金はどれに対応して、これからどうしようとしているのかという計画の一覧表を、提示をお願いしたいと思いますが。

総務課長 議長。

前田議長 村田総務課長。

総務課長 鈴木議員のご質疑にお答えをさせていただきます。

先ほどから何回も申し上げております、29年3月に作成しております4ページに、公共建築物の現状というところに公共建築物の一覧表を掲載しておりますので、これをお願いしたいと思います。それと同じ計画の中で、7ページについてはインフラ施設の状況ということで、それぞれ一般道路等の区分も掲載しておりますので、それをごらんいただければと思っております。

前田議長 ほかに質疑はありませんか。

議員 なし。

前田議長 ないようでありますから、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

会議規則第39条の規定により、議第5号豊郷町公共施設等総合管理基金条例案を総務産業建設常任委員会に付託いたしたいと思いますが、これにご異議

ありませんか。

議 員 異議なし。

前田議長 異議なしと認めます。よって、議第5号を総務産業建設常任委員会に付託することに決しました。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

日程第10、議第6号豊郷町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

町長、提案理由の説明を求めます。

伊藤町長 議長。

前田議長 町長。

伊藤町長 議第6号豊郷町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例案についてご説明申し上げます。

平成28年11月の給与法改正により、扶養手当支給額が改定されたことに伴い、非常勤消防団員等にかかる損害補償の基準を定める政令の扶養親族、加算額が改定されたことから、今回、豊郷町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正するものでございます。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

前田議長 これより、質疑を行います。質疑はありますか。

議 員 なし。

前田議長 ないようでありますから、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

会議規則第39条の規定により、議第6号豊郷町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例案を、総務産業建設常任委員会に付託いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

議 員 異議なし。

前田議長 異議なしと認めます。よって、議第6号は総務産業建設常任委員会に付託することに決しました。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

日程第11、議第7号豊郷町国民健康保険条例の一部を改正する条例案から、日程第13、議第9号豊郷町国民健康保険運用基金条例の一部を改正する条例案までを一括議題といたします。

町長、提案理由の説明を求めます。

伊藤町長 議長。

前田議長 町長。

伊藤町長 議第7号豊郷町国民健康保険条例の一部を改正する条例案から、議第9号豊郷町国民健康保険運用基金条例の一部を改正する条例案までについて、一括し

てご説明申し上げます。

議第 7 号豊郷町国民健康保険条例の一部を改正する条例案についてご説明申し上げます。

今回、国民健康保険法施行令の一部を改正する政令等による平成 30 年度からの国民健康保険制度改革により、県も国民健康保険の保険者となることによる所要の改正を行うものであります。

議第 8 号豊郷町国民健康保険税条例の一部を改正する条例案についてご説明申し上げます。

今回の改正は、持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律、平成 27 年法律第 31 号が平成 30 年 4 月 1 日から全面施行され、以後、国民健康保険の運営が都道府県単位で行われることに伴い、豊郷町国民健康保険税条例の一部を改正する必要が生じたことから改正するものでございます。

まず、豊郷町国民健康保険税条例第 2 条第 1 項に規定する基礎課税額、後期高齢者支援金等課税額及び介護納付金課税額を、それぞれ同条同第 1 項、第 1 号、2 号及び第 3 号に分類した上で、県が行う国民健康保険事業に要する費用に充てる旨の条文に改正するものでございます。また、同条 2 項、3 項、4 項については第 2 条 1 項の改正に伴い、条文の整理によるものでございます。

次に、第 3 条から第 5 条の 2 の第 3 号までについては、第 2 条 1 項、1 号の基礎課税額についての税率及び税額の改正によるものでございます。

次に、第 6 条から第 7 条の 3 の第 3 号までについては、第 2 条 1 項 2 号の後期高齢者支援金等、課税額についての税率及び税額の改正によるものでございます。

次に、第 8 条から第 9 条の 3 までについては、第 2 条 1 項 3 号の介護納付金課税額についての税率及び税額の改正によるものでございます。

次に、第 23 条第 1 項第 1 号アから、同条同項第 4 号カについては、第 2 条第 1 項に規定する第 1 号から 3 号を算定する均等割及び平等割に係る 7 割軽減分についての減額の数値を改正するものでございます。

次に、第 23 条第 2 項第 1 項アから、同条同項第 4 号カについては、第 2 条第 1 項に規定する第 1 号から 3 号を算定する均等割及び平等割に係る 5 割軽減分についての減額の数値を改正するものでございます。

次に、第 23 条第 3 項第 1 号アから、同条同項第 4 号カについては、第 2 条第 1 項に規定する第 1 号から 3 号を算定する均等割及び平等割に係る 2 割軽減分についての減額の数値を改正するものでございます。

議第 9 号豊郷町国民健康保険運用基金条例の一部を改正する条例案についてご説明申し上げます。

今回、国民健康保険法施行令の一部を改正する政令等による平成 30 年度からの国民健康保険制度改革により、基金の用途についての所要の改正を行うものであります。

以上、議第 7 号から議第 9 号まで一括してご説明申し上げました。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

前田議長 これより質疑を行います。質疑は一括して行います。
質疑はありませんか。

今村議員 はい。

前田議長 今村さん。

今村議員 議第 8 号豊郷町国民健康保険税条例の一部を改正する条例案に対しまして、質疑を行いたいと思います。

これは、町の国民健康保険税の賦課額の変更ということなんですけれども、この中で、国民健康保険の被保険者に係る医療分の所得割、また資産割ですね、これが、ここにも書かれているんですけれども、この、今日、何か資料でいただきました応能応益割計画表というもので、30 年度は、所得割・資産割が応能割なんですけど、45%と資産割が 5%という形になっているんですけれども、所得割で、今回、所得割は変更になりましたが、この中で総合所得としてゼロになった人、それは人数的には何人、これは前年度の所得に応じてですから、確定というわけにもまだいかないと思うんです。でも、この変更をするに当たっては、指標として、町の試算をする前提の数は決まっているはずなので、何人を、国保世帯の所得割で、所得ゼロ、所得割ゼロと人数的にはカウントしているのか。

それとこの資産割も、資産のある方に対しては、固定資産のある方に対してはかかっているんですが、この資産割の、今回算定した応能割の中の、30 年度の人数は何人なのかというのをまず教えてください。

それからこの応益割、先ほど町長が説明されました。応益割に関しては法定軽減で 7 割軽減、5 割軽減、2 割軽減というのが制度的には、法定軽減の制度があって、その部分の変更もありましたが、平成 30 年度で 7 割軽減はどれだけの人数にかかっているのか、5 割軽減はどれだけの人数か、2 割軽減の人数は。世帯でカウントしているのか、1 人、人数でカウントしているのかちょっとわかりませんが、わかっている範囲で結構ですので、それについて説明をお願いいたします。

税務課長 議長。

前田議長 西山税務課長。

税務課長 おはようございます。今村議員の質疑にお答えいたします。

1つ目の所得ゼロの人数でございますけれども、一応27%という形で資料を持っています。人数にしましては約540人でございます。それと7割軽減の……。

今村議員 資産割。

税務課長 あっ、資産割。

今村議員 はい。その人数、何%。うちの町はどのぐらいですか。

税務課長 すいません。資産割の、かかっている方でよろしいですか。

今村議員 うん。

税務課長 資産割のある方なんですけども、約54%でございます。すいません、約1,000人弱になります。それと7割軽減のパーセンテージでございますけれども、均等割で26%、平等割で30%でございます。

以上です。

今村議員 え、もう一遍、何。

税務課長 7割軽減の。

今村議員 7割、5割、2割軽減の人数と。

税務課長 均等割でよろしいですか。

今村議員 均等割って、それはあれ……。

税務課長 均等割・平等割、両方で。

今村議員 均等合わさってんの。

税務課長 はい。すいません。7割軽減の人数でございますけども、約500人、5割軽減が350人、2割軽減が270人でございます。

以上です。

今村議員 議長。

前田議長 今村さん。

今村議員 ただいま課長の方から、今回の条例改正に関する町の資産の人数配分を説明いただいたんですが、これでいきますと、豊郷町の国保世帯というのは半分以上が低所得世帯というのがあらわれているんですけどね、法定軽減で7割、5割、2割という、これは国が定めた施行令によつての法定軽減なんですけれども、今回の広域、県広域化という国保の事業の中で、県自体も各市町が独自にやる法定外繰り出しということに対しては、国も、今回は激変緩和的には、それは独自で、裁量でやってくださいという形になっているんですが、県下でも

法定外繰入している自治体もございます。そういった中で、豊郷は非常に低所得世帯が多いのと、これでわかるように、応能割に関しても、結局は所得割、資産割が、あらゆる人に関しては非常に負担が重い国保税の仕組みに、町の国保税の仕組みはなっていると思うんですが、そういう、実際にこれを払っている人たちに、やはり近年、いろいろなことで負担が多くなっている時代です。国保税を払う人たちの応能割の軽減という形で、町独自の法定外繰入とかは、担当課ならびに執行部側での検討は、今回の提案の中ではあったんでしょうか、なかったんでしょうか、その点について答弁をお願いいたします。

伊藤町長 議長。

前田議長 町長。

伊藤町長 今村議員の再々質疑にお答えいたします。

今回の改正は、5年後に、どこにいても同じ保険料になるという、それが改正の1つの基本でございます。そういった中で、法定外繰入しているところも5年後にはなくしていく、それが基本でございます。豊郷町の場合は、その激変緩和にどういうふうに対応するかということで議論はしたところでございます。

今日まで、議員の皆さん方から基金の取り扱い等もございました。そういった中で、一応、5年間についてはその基金を使いながら激変緩和に努めていこう、こういう思いでございますので、よろしくをお願いいたします。

前田議長 ほかに質疑はありませんか。

鈴木議員 議長。

前田議長 鈴木さん。

鈴木議員 議第8号に対する質疑を行います。

まず、全員協議会で、今までの4方式が3方式に変わっていくということでの5カ年計画の資料の提出をお願いいたしました。今日、いただきましたので、まずお礼を申し上げておきたいと思えます。基本的には、うちの町は今まで4方式で来たのが、これ、県が3方式でやってしまうということで、うちも移行になるんですが、1つお聞きしたいのは、今年度が資産割から、5%が5カ年計画でゼロにしていくということなんです。所得割が増えていくわけですが、今の課長の答弁ですと、資産割のある方が50%強ということでしたが、この資産割をなくして3方式にしていくという、この中で、全体としては、傾向として、この保険税が上がるという傾向になるか、その50%強の方ですね、対象になるのは。傾向としてですよ、細かくは言いませんけど、どういう傾向になるのかというのが、見通しがあれば教えていただきたいというのが1つです。

それと、先ほど50%強の方が7割とか5割とか減免という報告がありましたが、今の保険税料を決める1つのあれに、県の納付金は協議会で言いましたけども、うちは減っている。平成28年度に対してうちは減額になるんですが、比較で、この国からの交付金等が、ここが低くなってる部分で、結果として1,600云々の保険料の資産で上がるということになっておるんですが、やはりこのところは、国の今の施策が、低所得者が多いところが、実は交付金が少なくなっているというような傾向があるように、国の補助金制度を見ると思うんですが、そこは国の制度の大きな矛盾だと思うんですが、その点について、担当課長の方から説明があれば説明をお願いしたいと思います。

税務課長 議長。

前田議長 西山税務課長。

税務課長 鈴木議員の質疑にお答えさせていただきます。

先ほどお配りした、この応能応益納付計画表に基づいて資産割の方を段階的に下げていくということで、今後、見通しについて、税率等でございますけれども、県の納付金によって変動いたしますので、その辺はちょっと、見通しについては、いまだわかりかねます。

以上です。

医療保険課長 議長。

前田議長 北川医療保険課長。

医療保険課長 おはようございます。鈴木議員のご質疑にお答えしたいと存じます。

私の方からは、交付金が低所得者の多い町で、なぜ、交付金の、何と申しますか、低所得者に充当したような交付金の増が見込めないのかということでございます。

我々も、確かに本町におきましては低所得者が多いということ、また、被保険者の人数が少ないために、お一人の方が大病をされると本町の医療費が大変増えてくると、そのことによって増減が激しく動くということで、県としては、やはり過去3年間の医療費の増減等で交付金の額というのは変わってまいりますので、本町が健康事業を努力して医療費を下げたとなると、交付金もその分、3年後に下がってくるというおそれもございます。ですから今回の、広域にかぶってそのようなことが出てくるということがあるために、今回納付金の額が少なくなっているのではないかという部分、片や、健康事業に努力し、保険料給付が10割以上下がった年があっても、そういう部分で、過去の事例で交付金よりも拠出金の方が多くなるというような事例が起こっておるということも事実でございます。また、低所得者に対し、配慮する交付金も今後は多く

なってほしいものだというふうに考えておりました、本町の町長も、国の方の陳情にも行っていただいておりますし、今後の国、県の改善を期待するものでございます。

以上でございます。

前田議長 ほかに質疑はありませんか。

鈴木議員 議長。

前田議長 鈴木さん。

鈴木議員 今、課長からは見通しが持てないということでしたが、そうでなしに、私が指摘しているのは、保険料率は県が納付金を決めますけれども、町が保険料を決めるんですね、決定権を。今年度の県は納付金で、保険料率は県に上げる納付金と各市町の国保事業費、それから各市町においてくる国庫補助金、これをプラスして計算するわけですよ、そういう意味で言えば、県に上げる納付金も、それから国からおりてくる交付金も3年計画ですから、それは当然年々変動があるんですよ、そんなのは当然のことなわけ。私が申しているのは。ただ、現行、少なくとも制度変更をする場合には、こういう影響がありますと、こういう計画であるというのをつくられるのが当然のことだと私は思っているんです。制度変更する場合には、ですから現行、例えば今年度を標準とした場合に、これで、資産割で移行していった場合にどういう影響があるのかという見通しが無いのかと質問いたしました。

税務課長 議長。

前田議長 西山税務課長。

税務課長 鈴木議員の再質疑にお答えいたします。

先ほども申しました、県の納付金等が変動するという傾向にありますので、毎年、申しわけないんですけども、納付金の確定次第、税率変更をするような形になりますので、その部分、ご理解のほど、よろしく願いいたします。

前田議長 ほかに質疑はありませんか。

議員 なし。

前田議長 ないようでありますから、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

会議規則第39条の規定により、議第7号豊郷町国民健康保険条例の一部を改正する条例案、議第9号豊郷町国民健康保険運用基金条例の一部を改正する条例案を文教民生常任委員会に、議第8号豊郷町国民健康保険税条例の一部を改正する条例案を総務産業建設常任委員会に付託いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

議 員 異議なし。

前田議長 異議なしと認めます。よって、議第7号及び議第9号を文教民生常任委員会に、議第8号を総務産業建設常任委員会に付託することに決しました。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

日程第14、議第10号豊郷町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

町長、提案理由の説明を求めます。

伊藤町長 議長。

前田議長 町長。

伊藤町長 議第10号豊郷町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例案についてご説明申し上げます。

今回、持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律等の施行に伴い、住所地特例の見直しによる所要の改正を行うものであります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

前田議長 これより質疑を行います。質疑はありますか。

議 員 なし。

前田議長 ないようでありますから、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

会議規則第39条の規定により、議第10号豊郷町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例案を文教民生常任委員会に付託いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

議 員 異議なし。

前田議長 異議なしと認めます。よって、議第10号は文教民生常任委員会に付託することに決しました。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

日程第15、議第11号豊郷町指定居宅介護支援等の事業の人員および運営に関する基準を定める条例案から、日程第20、議第16号豊郷町指定地域密着型サービス事業者および指定密着型介護予防サービス事業者の指定に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案までを一括議題といたします。

町長、提案理由の説明を求めます。

伊藤町長 議長。

前田議長 町長。

伊藤町長 議第11号豊郷町指定居宅介護支援等の事業の人員および運営に関する基準を定める条例案から、議第16号豊郷町指定地域密着型サービス事業者および指定密着型介護予防サービス事業者の指定に関する基準を定める条例の一部を改

正する条例案までを一括してご説明申し上げます。

議第 1 1 号豊郷町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例案についてご説明申し上げます。

今回、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律第 6 条の規定による介護保険法の改正により、条例で定めることとされたことから、今回新たに条例を制定するものであります。主な内容といたしましては、居宅介護支援事業者の人員と運営に関する基準を町で定めることによるものであります。

次に、議第 1 2 号豊郷町介護保険条例の一部を改正する条例案についてご説明申し上げます。

今回の改正は、第 7 期計画の介護保険料について、標準の保険料を月額 6,480 円と決定したことにより、豊郷町介護保険条例の一部を改正を行うものであります。改正前の平成 28 年度から平成 29 年度を、平成 30 年度から平成 32 年度までの 3 カ年間に変わること、また、改正前の保険料区分が 9 段階でありましたものを 12 段階に変更し、保険料引き上げに伴い、それぞれの金額及び条項の修正による一部改正を行うものであります。ただいまご説明申し上げました一部改正は、平成 30 年 4 月 1 日より施行するものであります。

次に、議題 1 3 号豊郷町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備および運営に関する条例の一部を改正する条例案、及び議第 1 4 号豊郷町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備および運営ならびに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案、ならびに議第 1 5 号豊郷町指定介護予防支援等の事業の人員および運営ならびに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案について、一括してご説明申し上げます。

今回、厚生労働省令の中で、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の改正等により、当町の条例もあわせて改正する必要性が出てきたため、一部改正を行うものであります。

次に、議第 1 6 号豊郷町指定地域密着型サービス事業者および指定密着型介護予防サービス事業者の指定に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案についてご説明申し上げます。

今回、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律により、介護保険法の改正により、一部改正を行うものであります。主な内容といたしましては、居宅介護支援事業者の指定に関する

基準を町で定めることによるものであります。

以上、議第11号から議第16号まで一括してご説明申し上げます。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

前田議長 これより質疑を行います。質疑は一括して行います。

質疑はありませんか。

今村議員 はい。

前田議長 今村さん。

今村議員 それではまず、議第11号豊郷町指定居宅介護支援等事業及び運営に関する基準の条例案につきましては、国の制度、法改正に伴う条文改正がいろいろ出てるんですけども、基本的なことでお聞きしたいんですけども、ここにある基準、この基準を満たしている町の施設は、元気村、社協、豊郷病院という形で説明を受けているんですが、このケアマネ事業を今後、町の包括支援センターの中でもこれはできるんですか。これは民間事業所のは説明してもらったんですが、町の包括で、この事業もやっているような気もするんですが、それは今後どうなっていくのかちょっと説明をしてください。11号に関しては。

次に、12号は町長もおっしゃったように、第7期の保険料の賦課率の変更で増額なんですけれども、全協のときにいただきました資料で、第7期保険料試算表というのがあるんですが、この試算表で保険料を計算する式なんですけれども、その式は載ってなかったんですが、ここで30年度、31年度、32年度の、町が予想する給付費で、地域支援部分等を入れて、国保保険料を人数で3年分を割っているという形なんですけれども、今回、6期中に借り入れした財政安定化基金の借入額は総額で幾らか、それをまた、今回全協でも、町長、説明ありましたが、その基金分については、町としては一般財源から法定外繰入をしましたと、そういう、したいという前向きな話がありましたので、それを、その分を今7期の保険料で割ると、借り入れ分の保険料は、もししていなかったら幾ら上がるのか、その試算金額。

それと今回は480円の増額の提案なんですけど、標準月額で5つの段階で、480円というのは根拠があるわけですよ。どの部分が上がるのか、その根拠部分の試算額、事業の何が上がるのか、また、町としては何が上がるのか、ありますよね。これは算定用人数と65歳以上の人口という形で表だけを出してあるんですが、本来は、現行の6期の算定と、それから7期に何の部分が上がるというのを、あるんですよ。そういうのが全然出てないので、これは次の委員会で、そういうのは具体的にまた、それも審議の中で使いたいので、出していただきたいので、とりあえずはここで、480円上がるのは、どうい

うものが試算として値上げになる根拠かというのを出示してください。

それから、財政安定化基金の貸し付けを受けましたよね、6期分。その分を、7期分の第1号被保険者にかけたとしていたら、これはかかってない部分で計算しているみたいですけど、幾ら上がる予定だったのかも説明してください。これはそれだけでいいです。

続いて、第13号で地域密着型の、また、その国の制度変更に伴う、いろいろあるんですけども、現在、6期の実績として地域密着型事業で、町内で、町の町民の方でどういう利用がされているのと、今後やはり認知症型的な介護の人層が増えていくと思うんですけど、国は居宅介護を中心と言っていますが、この豊郷で、地域密着型で足りている部分はいいんですけど、今後、もっと必要となる分について、町は、第7期に向けては、充実に向けてどういうことを特に考えているのかを説明してください。

議第14号は、それに対する地域、これは介護予防の関係ですが、介護予防が、やはりこれからすごくいろいろな面で重視をされていくというふうに国も言っていますよね。ここで介護医療院とか、初めての名前がでてくるわけですけども、豊郷で介護予防サービスというのは、現状と今後の拡大、どういうことで豊郷でできるのか、そういうのはどう考えているのか。いろいろな、市なんかはそういう施設もあるのでやりやすい面もあるんですが、町として、介護予防という事業は、どの事業で特に町は今後、7期でやっていくのか、町の包括の取り組みも踏まえてくると思うんですが、それについて説明してください。

それから、あとは、介護予防に関しては今後の町の、具体的にどういう事業として拡大をしていくのか、それと居宅サービスの中で住民から聞かれるのは、夜間の訪問介護とか看護とか、そういう24時間体制というのは、豊郷は今後の中では、7期の中では具体化実施とか、そういうことも考えているのかどうか。制度的にはあるんですけど、今まで受け入れゼロやったんですけど、そういうのはどういうふうに展開をさせていこうと思っておられるのか、そのことについて説明をお願いいたします。

医療保険課長 議長。

前田議長 北川医療保険課長。

医療保険課長 それでは、私から今村議員の質疑にお答えしたいと思います。

まず11号関係で、町の包括でケアマネの方ができないのかということでございました。今現在、各町内事業所をお願いしておりますのは、介護1から5の方でございます。包括では介護の要支援1、2の方のケアマネジメントを行

っております関係上、まず、内容について違うものだと思っておりますし、支援の方は包括で、介護の方は事業所というようなケアマネジメントをやっておるといふことでございます。

続きまして、第6期中の借入額についてでございますけれども、県からの借入額は1,157万5,000円でございます。また、続きまして、今回、第7期で償還する分が保険料のうちの幾らに当たるのかということでございますが、これにつきましては試算して、その1,157万円5,000円を3年間にわたり償還すれば、皆さんに保険料に上積みをする部分が、お一人当たり170円という試算をしておるところでございます。

続きまして、13号関係で地域密着型の充実に向けて町の思いはということでございますが、特に本町といたしま……。

今村議員

11号の、480円増額の根拠、教えてください。

医療保険課長

申しわけございません。増額の根拠でございますけれども、基本的に申しますと、第6期中で支払基金、いわゆる40歳から64歳までの保険料を支払基金から受けておった部分の全体の率が、第7期において28%から27%に変わってきておるといふことは、おのずから保険料が1%上がっておるといふことでございます。まず、増額の一番の理由としては、そういう、全体として1%上がっているというふうにご覧いただいております。

そして、申しわけございません、地域密着型の充実に向けて、今何を考えなければならぬのかということにつきましては、基本的に、人数は順調と申しますか、横ばいから、認知症関連に関しては1人ずつぐらい増えていくといふか、そのような計画はしておるんですけども、その内容でございますが、本町、認知症の方の徘徊というものも目に見えて多くなってきております。こういう部分で、私も昨年かから何度か目の当たりにして、車で走っておっても、思わず車をとめざるを得ない状況もありました。ということから、そういう部分を、やはり豊郷町としては特化していくべきだということから、やはり認知症も通所で、あたりの内容の充実といえますか、そこら辺についてはお願いしたいなという思いをしておるところでございます。

続きまして、14号、15号の介護予防についての、今後の町としての取り組みといたしましては、今までの介護予防の支援の方の居宅介護サービス等につきましては、現状のまま継続したいという思い。また、今後介護予防にどう取り組んでいくかにつきましては、あえて介護特会の中の事業費を使うのではなく、一般施策として、いろいろな方法について、現在、社会福祉協議会などできることを協議してまいっておるところでございます。

最後に、夜間訪問についての体制でございますけれども、確かに全国的に見ると、サービスのにはあるところもございますが、今後、そういう部分についてどのような必要性が出てくるのかというのは、やはり先ほど申しましたケアマネジャーの方々との連携をとりながら、実際どうお困りの方がおられるのかということ、今後も、常に連携をとりながら聞き取りをしていきたいと思っておるところでございます。

以上でございます。

前田議長
議 員
前田議長

ほかに質疑はありませんか。

なし。

ないようでありますから、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

会議規則第39条の規定により、議第11号豊郷町指定居宅介護支援等の事業の人員および運営に関する基準を定める条例案、議第12号豊郷町介護保険条例の一部を改正する条例案、議第13号豊郷町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案、議第14号豊郷町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備および運営ならびに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案、議第15号豊郷町指定介護予防支援等の事業の人員および運営ならびに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案及び議第16号豊郷町指定地域密着型サービス事業者および指定密着型介護予防サービス事業者の指定に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案を文教民生常任委員会に付託いたしたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

議 員
前田議長

異議なし。

異議なしと認めます。よって、議第11号、議第12号、議第13号、議第14号、議第15号及び議第16号を文教民生常任委員会に付託することに決しました。ご審議のほど、よろしく願います。

ここで、暫時休憩といたします。

再開は、ここの時計で30分よりいたしたいと思っております。

(午前10時20分 休憩)

(午前10時30分 再開)

前田議長

日程第21、議第17号平成29年度豊郷町一般会計補正予算(第7号)か

ら、日程第25、議第21平成29年度豊郷町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第5号）までを一括議題といたします。

町長、提案理由の説明を求めます。

伊藤町長 議長。

前田議長 町長。

伊藤町長 議第17号平成29年度豊郷町一般会計補正予算（第7号）及び議第18号平成29年度豊郷町国民健康保険事業特別会計補正予算（第5号）から議第21号平成29年度豊郷町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第5号）までの各特別会計補正予算について一括してご説明申し上げます。

議第17号平成29年度豊郷町一般会計補正予算（第7号）についてご説明申し上げます。

既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ9,270万2,000円を減額し、歳入歳出予算総額を39億5,900万8,000円とするものでございます。

歳入では、町税1,509万3,000円、県支出金997万円、寄附金3,500万円、諸収入261万7,000円を追加し、分担金及び負担金5万1,000円、使用料及び手数料10万3,000円、国庫支出金180万1,000円、財産収入579万4,000円、繰入金1億2,353万3,000円、町債2,410万円を減額するものであります。

次に歳出では、総務費2,330万7,000円、民生費374万6,000円、農林水産業費1,284万1,000円を追加し、歳出では、議会費368万1,000円、衛生費1,040万4,000円、商工費8万8,000円、土木費8,043万7,000円、消防費1,076万8,000円、教育費2,721万8,000円を減額するものであります。

補正予算の主な内容を申し上げますと、歳入では、款1町税では収入見込額の増額に伴い、町民税1,360万2,000円、固定資産税416万4,000円の追加計上を行い、款13国庫支出金180万1,000円の減額、款14県支出金997万円の増額は、各事業の本年度実績額及び今後の事業費見込額の算出による歳出の増減に伴い、国県支出金等の歳入の補正を行うものであります。

款16寄附金では、豊郷小学校旧校舎活用寄附金及びふるさと応援寄附金について、増額となります3,500万円を計上したものであります。

款17繰入金、財政調整基金繰入金では、今回の補正予算に伴います財源調整におきまして7,904万7,000円の減額を行うものであります。

款 20 町債、項 1 町債の地方道路等整備事業債 2,410 万円の減額につきましては、地方道路整備事業に係る事業費の減額に対応して、減額補正を行うものであります。

次に歳出では、款 2 総務費、項 1 総務管理費、目 5 財産管理費の節 13 委託料について、庁舎増改築事業にかかります設計委託料 1,075 万円の減額を計上したものであります。目 10 地域づくり推進事業費、節 25 積立金は豊郷小学校旧校舎管理基金積立金に 175 万円、また、ふるさと寄附基金積立金に 3,325 万円の積み立てを行うものであります。

款 6 農林水産業費、項 1 農業費、目 3 農業振興費、節 19 負担金補助及び交付金 1,003 万 1,000 円は、県補助事業の採択事業として、担い手確保・経営強化支援事業費補助金を計上したところでございます。

款 8 土木費、項 2 道路橋りょう費、目 2 道路橋りょう費、節 13 委託料 1,149 万 3,000 円、節 15 工事請負費 3,247 万 9,000 円の減額は、道路整備事業にかかります測量設計委託料及び工事請負費を減額したものであります。

款 8 土木費、項 4 住宅費、目 2 改良住宅管理費、節 13 委託料 140 万円、節 15 工事請負費 1,300 万円、節 19 負担金、補助及び交付金 40 万円、節 22 補償、補填及び賠償金 910 万円、節 25 積立金、579 万 4,000 円の各減額につきましては、改良住宅譲渡推進事業に係ります事業費を減額いたしました。

款 10 教育費、項 5 社会教育費、目 8 豊栄のさと施設費、節 15 工事請負費 2,150 万円の減額は、豊栄のさと駐車場拡張工事について減額計上したところであります。

次に、議第 18 号平成 29 年度豊郷町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 5 号）についてご説明申し上げます。

既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 2,044 万 9,000 円を減額し、歳出予算総額を 10 億 3,581 万 6,000 円とするものでございます。歳入では繰入金 148 万 6,000 円を追加し、国庫支出金 681 万 6,000 円、県支出金 170 万 7,000 円、共同事業交付金 1,341 万 2,000 円を減額するものであります。

次に、歳出では総務費 10 万 9,000 円、共同事業拠出金 1,943 万 6,000 円、基金積立金 90 万 4,000 円を減額するものであります。

補正予算の主な内容を申し上げますと、歳入では 5 ページ、款 3 国庫支出金、項 2 国庫補助金 510 万 9,000 円の減額につきましては、交付金の減額等に

よるものであります。また、款7共同事業交付金、項1共同事業交付金1,341万2,000円の減額につきましては、国保連合会通知によるものでございます。

次に、歳出では7ページ、款7共同事業拠出金、項1共同事業拠出金1,943万6,000円の減額につきましては、国保連合会通知によるものであります。

議第19号、平成29年度豊郷町下水道事業特別会計補正予算（第4号）についてご説明申し上げます。

既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ8万3,000円を追加し、歳入歳出予算総額を3億1,052万9,000円とするものでございます。歳入では分担金及び負担金26万4,000円、使用料及び手数料8万6,000円を追加し、繰入金26万7,000円を減額するものであります。歳出では総務費8万3,000円を追加するものであります。

補正予算の主な内容を申し上げますと、歳入では5ページ、款1分担金及び負担金、項1下水道負担金26万4,000円の増額については、受益者負担金の増によるものであり、歳出では款1総務費、項一般管理費の公課費182万8,000円の減額は、確定申告による消費税の減額であり、項2維持管理費、下水道維持管理基金積立金492万8,000万円の増額は、基金積立によるものであります。

議第20号平成29年度豊郷町介護保険事業特別会計補正予算（第5号）について、ご説明申し上げます。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,009万円を追加し、歳入歳出予算総額を6億5,917万5,000円とするものでございます。

歳出では国庫支出金8万5,000円、財産収入6,000円、繰入金1,057万2,000円を追加し、保険料24万4,000円、支払基金交付金14万2,000円、県支出金18万7,000円を減額するものであります。歳出では基金積立金1,158万1,000円を追加し、地域支援事業費149万1,000円を減額するものであります。

補正予算の主な内容を申し上げますと、歳入では6ページ、款7繰入金、項1一般会計繰入金1,057万2,000円の増額につきましては、事務費繰入金等によるものでございます。

次に歳出では10ページ、款4基金積立金、項1基金積立金費1,158万1,000円の増額につきましては、基金積立によるものであります。

議第21号平成29年度豊郷町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第5号）についてご説明申し上げます。

既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ68万3,000円を減額し、

歳入歳出予算総額を6,026万2,000円とするものでございます。歳入では繰入金68万3,000円を減額し、歳出では後期高齢者医療広域連合納付金68万3,000円を減額するものであります。

補正予算の主な内容を申し上げますと、基盤安定繰入金または広域連合負担金の減額によるものでございます。

以上、議第17号から議第21号まで一括してご説明申し上げます。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

前田議長 これより質疑を行います。質疑は一括して行います。
質疑はありませんか。

鈴木議員 議長、8番。

前田議長 鈴木さん。

鈴木議員 議第17号の質疑を行います。27ページですが、今回、豊栄のさと施設費の工事請負費が2,150万円減額されましたが、率直にお聞きをいたします。この豊栄のさと駐車場の拡張工事はもう終わったのかどうか、詳細に、教育長に説明を求めます。

教育長 議長。

前田議長 堤教育長。

教育長 ただいまの鈴木議員さんの質疑についてお答えいたします。

豊栄のさとの工事は完了したのかということではありますが、課長からは完了したということをお話を聞いております。しかし私が……。

河合議員 あかんで。「完了したって聞いた」って何や。

教育長 はい、すいません。

河合議員 答弁にならん。

教育長 完了しておりません。

以上です。

河合議員 「聞いた」って、責任逃れじゃないか。

鈴木議員 教育長、違うんや。

河合議員 大問題やぞ。

鈴木議員 完了したのかどうか、現状を詳しく説明してくれと言いましたので。

教育長 はい。

前田議長 教育長。

教育長 現状であります。現状、駐車場については、北半分側につきましては土壌改良等で地盤を固めて駐車ができる状況であります。しかし南半分につきましては、土壌がやわらかいためそのままの状況になっていて、砕石を積む用意を

してあります。しかし、当初予定しておりました外灯等については設置されておりません。経過についてもご説明申し上げさせていただきたいと思います。

鈴木議員 いや、経過はええで。

教育長 よろしいですか。

鈴木議員 現状だけ、もう少し詳細にちゃんと説明してくれ言うてんねん。これでいいですか、これで終わりですか。

教育長 はい。

鈴木議員 それで現状説明が終わりならそれでいいんです。

教育長 以上です。

鈴木議員 議長。

前田議長 鈴木さん。

鈴木議員 今、教育長から非常に重大な回答がありました。入札をして、契約は終わったということで、この2,150万が、今回上げられたわけです。ところが、その工事が契約どおりに終わっていない、非常にこれは重要な問題です。根幹の問題ですよ、町政の。契約どおりに工事が終わっていないと、まず、これ確認していいですね。

次に、この問題で、私は全員協議会で、まず、なぜ契約どおりに工事が終わらなかったのかという原因と経過を明らかにするべきだと、そのためにてんまつ書の提出を教育長に求めました。その際教育長はこうおっしゃいました。「もし、議員の皆様方がそうしろということであればします」と。次、私は大きな声を出しました。ほかの議員の皆さんは知らないけれども、そんな重要な問題を、事の経過と原因を明らかにしないで、あと、残った分の工事をお願いしたいということはあるかないかということで、つい、声が大きくなりましたが、てんまつ書の提出を求めました。何名かの同僚の議員からも賛同の意見がありましたが、本会議でもう一度確認をいたします。契約どおりに工事が至らなかった原因、経緯について、議会にてんまつ書を提出していただけますね。

教育長 議長。

前田議長 堤教育長。

教育長 鈴木議員さんの再質疑にお答えいたしたいと思います。

過日の全員協議会で、私もちょっと、鈴木議員さんの感情を害するような返答をしてしまったことを申しわけなく思っております。てんまつ書についてはこの前もお答えさせてもらったとおり、今本会議が閉会するまでに提出させていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

前田議長 ほかに質疑はありませんか。

西澤博一議員 議長。

前田議長 西澤さん。

西澤博一議員 それでは、議第17号平成29年度豊郷町一般会計補正予算（第7号）についてお尋ねをしたいと思います。

まず、歳入の9ページでございますけれども、町税の、町民税の1,094万9,000円が増額になっておりますけれども、その点について答弁をお願いしたいと思います。

もう1点、歳入の12ページですけども、総務費の寄附金で3,500万円を増額しているが、今現在のふるさと納税の合計金額は幾らか、それはどのように使われているのか、答弁を願います。同じく歳出で22ページですけども、道路維持費の委託料のうちの除雪委託料304万7,000円を増額事由について答弁をお願いします。

もう1点ですけども、今、鈴木議員からもご質疑がありましたけども、その点について、現在は一部土地改良が済まされていると。あと、3,564万円の工事の内訳はどないなっているのか教えてください。

あと1点ですけども、歳入で、17ページなんですけども、結婚新生活支援事業で144万円が減額になっておりますけれども、この減額理由は何か教えてください。

以上です。

前田議長 ちょっとよろしいですか。今の17ページは、補正予算ですかね。

西澤博一議員 補正です。

前田議長 補正予算の。

西澤博一議員 補正です。

前田議長 補正ですね。17ページ。

税務課長 議長。

前田議長 西山税務課長。

税務課長 西澤議員の、9ページの町税の個人住民税1,094万9,000円の増についてご説明申し上げます。今年度、徴収率98%を超えていますので、前回予算を組んだときは97%で試算しておりますので、徴収率増による増でございます。

以上です。

企画振興課長 議長。

前田議長 清水企画振興課長。

企画振興課長 それでは、7番、西澤議員のご質疑にお答えします。

12ページ、款16寄附金で、ふるさと納税ですけれども、総額です。2月28日現在で1億25万1,501円でございます。

以上です。

地域整備課長 議長。

鈴木議員 山田地域整備課長。

地域整備課長 7番、西澤議員の質疑にお答えします。

22ページの除雪委託料の増額でございますが、1月23日、24日に大雪が降りました。そのときに、昼から湖東の方にも大雪警報が出るおそれがありましたので、除雪を緊急にさせていただきました。そこでもう予算を使いましたので、それ以降の期間で雪が降った場合に対応するために委託料を上げたものでございます。

以上です。

住民生活課長 議長。

前田議長 長谷川住民生活課長。

住民生活課長 西澤議員のご質疑にお答えいたします。

結婚新生活支援事業でございますけれども、当初、24万円の8件分を見ておりましたけれども、現在のところ実績ゼロということで、6件分落とさせていただきまして、2件分のみ、現状残しております。

以上でございます。

前田議長 教育委員会は。

教育次長 議長。

前田議長 岩崎教育次長。

教育次長 すいません、西澤博一議員のご質……。

西澤博一議員 内訳。3,564万円の工事の内訳はどうなっているんですか。

教育次長 内訳ですか。

西澤博一議員 え。

教育次長 すいません、ちょっと、ごめんなさい。

西澤博一議員 え。

教育次長 もう一度、質疑の方を。

西澤博一議員 3,564万円の工事の内訳はどないなっているんですか。

教育次長 すいません。3,564万円のうち、2,312万7,000円の中の162万7,000円分を引いた残りを、今回使わせていただきました。

西澤博一議員 議長。

前田議長 西澤さん。

西澤博一議員 次長、すいません。私の聞いたんは、その中の内訳はどないなってますかとお聞きして。

教育次長 内訳ですか。

西澤博一議員 今の、言うてはるのは、ありますやろ、いろいろと。工事内容等。

教育次長 はい。

西澤博一議員 工事内容等が。今日無理であれば、委員会で質疑しますので、その部分についてはちゃんと、詳細にお願いできますか。

教育次長 はい、わかりました。

西澤博一議員 そしてもう1点、結婚新生活かな、ゼロやったと。ゼロやけど、この間、次の年度の予算見てたら減額になってたんやけども、ゼロということは何か、この新婚さんに対しての、使いにくい部分があるさかいにゼロなのか、それともどうなのか、お聞きしたいと思います。

住民生活課長 議長。

西澤博一議員 長谷川住民生活課長。

住民生活課長 西澤博一議員の再質疑にお答えいたします。

結婚新生活支援事業の中に要件というのがございまして、夫婦合算の所得が340万円というのがございます。本年度結婚された方にも問い合わせしておりますけども、この所得制限を超えているということで、ゼロでございます。

以上でございます。

教育次長 議長。

前田議長 教育次長。

教育次長 西澤議員の先ほどの質疑、すいませんでした。今度、予算決算の方で詳細をまた報告させていただきます。よろしく願いいたします。

西澤博一議員 議長。

前田議長 西澤さん。

西澤博一議員 長谷川住民生活課長に再度お尋ねいたします。夫婦稼いで三百何十万というのは、おそらく、あろうかもわからないし、ないかも、それはわからんけども、それはもうちょっと、町として、こういう予算を上げてるんだったら、もうちょっと張りをつけた方がいいのと違いますか。どうですか。一遍、教えてください。

伊藤町長 議長。

前田議長 町長。

伊藤町長 7番、西澤議員さんの再々質疑に対して。これは国の制度で、そういうので創設しましたので、それがまだ生きております。30年度、要綱等を一遍再検

討ささせていただいて、やはり拡大して、たくさんの方に利用していただければと思いますので、ちょっと時間をいただきたいと思います。よろしく願います。

前田議長 ほかに質疑はありませんか。

河合議員 議長。

前田議長 河合さん。

河合議員 議第17号の質疑をいたします。

先ほど、同僚議員も質疑をされてましたけども、27ページの豊栄のさとの駐車場の事業でございますけども、工期が遅れてるというのは、完了工期はいつなんですか。それとまた、今これ、遅れているということは、年度内にこの工事は成立するものなのか。そこでね、全協でも町長をはじめ、皆さんには詳しい説明は聞きました。聞きましたけども、我々はその範囲で仕事はできるものと思っておりますので、何ぼの金がどうこうでなるとか、もとの事業者は、多少なりの専門やから、わしは把握はできたと思います。現状を見れば。何も見んと積算して上げるわけがない。土壌改良、私も専門屋に聞くと、50センチほどの土壌改良をすれば、山ズリを入れたらもつと、しかし、仕様書にもどれだけ、我々は仕様書の中身はわからんから、中身までは突っ込んで言えませんが、工事をとめてしないということは、私はもってのほかやと思う。一担当課長が業者との話し合いでね、一担当課長ですよ、1円の金でも権限ありませんよ。その方が事業者と相談してね、どんな内容か知りません。おそらく金額までの話はしてはると思いますわ。もしそれができているであれば、ここで何ぼかかるのか説明してほしい。差額が。だから、今ここで減額されたこの金を充当して、この範囲でやろうと思ってるんですか。私は、この工事は、工事業者に、工事金額は支払わないと。再度、残仕事は再入札して進むべきだと思いますが、どう思いますか。

教育長 議長。

前田議長 堤教育長。

教育長 ただいまの河合議員さんのご質疑にお答えしたいと思います。工事そのものは設計図、設計書に従って進めていくのは当然だと思います。その中で変更があるなら、そのときに議員の皆様方にご説明申し上げるべきだと思います。また、その機会も今までに何度かあったように思います。その都度説明できてなかったのは申しわけなかったと思っております。

先ほどの土壌改良の件ですけど、いろいろなものの考え方がある中で、今回、先に駐車場を、土壌を固めてするということに最優先をしてしまったことに、

そこが、いろいろなものの考え方の違いが出てくるかなということもあります。今後、どうかということになれば、工事で再入札等も皆さんにお願いしなければならぬと、こういうふうに思っていますので、よろしく願いいたします。

河合議員 議長。

前田議長 河合さん。

河合議員 工期はいつまでなんですかって聞いとんねんから、私、これ2回目ねん、1回目の質疑でちゃんと答えてくださいよ。

しかしこの工事、今、教育長が言われましたけども、再入札も視野に入っていると、今、検討しなあかんではないかと。ということは、この業者は、年度内には工事は不成立ですやろ、そういう方向性でいったら。当初の予定より大幅にずれ込んで工事費がかさむ。今、わしが言うたように土壌改良ね、他の専門屋でもそういうことを言うてはんのやから、ましてや、請負した業者はもうベテラン中のベテランの業者と違いますの。にわかになんかできた建設業界の人と違いますやろ、そういう方がね、そんな初歩的なミスで豊郷町に損害を与えるんですか。

また、先ほども言うたけど、一課長が個々で「やりましょう」と、「わかりました」と、今ここに、かわりに来てはるけども、この人に聞いても何にもわしわからぬので、当の本人は病気やというんやから、信用せなしゃあないやろ。まるで政治家みたいですよ、悪うなったら入院する、どっちが政治家かわからへん。政治家の専門用語使ってますわ。現実には、本来ならばここにきて答弁すべきですねん。

それでね、教育長、担当課の長が言うたから私は知りませんでは通りませんよ、あんた。間違うたら首切りですよ、あんた、長なんやから。そこまでの覚悟ができてますか、あんた。ただ単なるに土壌改良が先行して始まったと。始まった時点で、あとわかるやろう、工事業者は、やった時点で。ずるずるやっていって、結果今日ですよ。私が専門屋だったら、初めに土壌改良するときに、ああ、これはみんなこうせなあかんで、こうせなあかんぞと、こんなもん初歩的なミスですよ。私が今言うように、私はこの工事は、絶対残は業者に払わない、再入札して工事を進めていくべきだと思いますが、再度答弁をお願いします。

教育長 議長。

前田議長 堤教育長。

教育長 河合議員さんの再質疑についてお答えいたします。工期につきましては3

月16日ということになっております。この工期の延長は、今年、年明けてからの雪等で十分に日がとれなかって、そのための延長ということであります。

それと、土壌改良については初めからわかっていたやないかという案件であろう……。

河合議員 初めからと言うてへんがな。やり始めたときには、後々がわかるの違うかと。

教育長 その件につきましては、実は工事を始めた時点で、掘り上げていく中で、土壌が思っていたよりもやわらかいということで、もし駐車場をつくっていくのであれば土壌改良を優先していかないと、このままの土を使っていけば、後で転圧してもまた下がっていくということで、土壌改良を優先することが、駐車場を整備していくことにすぐ直結するのではないかという判断のもとにさせていただきました。先ほどもありましたけど、あのままで終了ということではありませんので、ご理解いただきたいと思います。

以上です。

河合議員 終了したら余計あのままや。議長。

前田議長 河合さん。

河合議員 教育長、土壌改良を初めにしたんやから、あとは土壌改良は、どれだけの土壌改良、何センチ盛ったんですか、土壌改良、あなた知ってますか。土壌改良したところに、山ズリに盛り土したんでしょ。それが何センチで何センチですか。

私の言うてるのは、当初から地盤が悪かったから土壌改良しなくてはだめやと、駐車場にならんと。だからその当初のね、ずっと、今まで3分の2、土壌改良したんでしょ。最後の一角残ってるわけでしょ。だから、この3分の2にする前にね、とっくの、この当初にやった分だけのときの、私は計算ができたと思う、プロなんやから。我々のように、こんな平米でばばっと言われても計算できんけども、その道のプロなんやで、これはあかんぞと。これをずっと続けたら、ちょっと、相当な金がかかるというようなこと、当初に、話があったと思うんやけどな、業者から。ほんなら、業者は初めから詐欺ですか。やるだけやって、足らなんたらもろたらええわと。おそらく担当課にはしゃべったと思うんやけどな、そういうことは。勝手に業者は進めんと思う、工事箇所は、指示がなかったら。これを行政に黙ってね、業者が随行してたんなら、これは業者の責任ですよ。わしはそんなことせんと思うんやけどな、仕事の工程では。指示があってやっていく、それが当然、仕様書に基づいての工事日程に基づいての工事だと思っただけど、だから今言われたようにね、土地改良は何センチしたんですか。山ズリは何センチ入れるたんですか。そこはもう転圧がかかっ

てるでしょ。そこまで把握できて、ここで答弁できるんならしてください。わからなんだら、また委員会で言うてください。

教育長 はい。

前田議長 堤教育長。

教育長 河合議員さんの再々質疑にお答えいたしたいと思います。

まず、工事についての状況ですが、過日調べましたところ、実は早い段階で、掘削した状態で、もうこれはこのままいくのは無理だという話が出ていたという事は確認されております。その後、駐車場を形づくることを最優先にさせていただくということは、業者と課長と設計者でもって協議をして、その上で進めたということになっております。

以上です。

河合議員 この課長が権限持ってんのやな、そこまで。出たらその三者でもたすんやな。壇上に上がれへんから聞いとるんやで。そんなこと言うてたら、担当課長、これから自分でやって自分で失敗したら自分でふくんか。もうええ、答弁要らんがな、わしは終わってん。もうよろしいで。

今村議員 議長。

前田議長 今村さん。

今村議員 議第17号では、最初に12ページの款15財産収入で、不動産売払収入の町有地売払収入、マイナス491万2,000円と、建物売払収入マイナス88万2,000円の内訳を説明してください。そしてその下の寄附金で、ふるさと応援寄附金、ここで3,325万増額補正されていますが、これで、この29年度で、トータル、この金額を足してどれだけになるのか、また、本年度のふるさと応援基金の、これの中で、どういうのがよく、プレゼントが一番多かったのか説明してください。

それから13ページの基金繰り入れの中で、4番の町営住宅整備事業基金繰入金で2,298万6,000円の減額というのは、これは何の、戸数、幾ら減額で、どういう中身か説明してください。豊栄のさとは歳出と一緒に聞きます。

それと、17ページの中で、民生費の中の目2の老人福祉費で、19番の負補交と20番の扶助費の中で、在宅老人給食サービス事業補助金が96万2,000円のマイナス、紙おむつ支給事業が35万円のマイナス、これは当初予算に比べて、どういう人数が減ったのか、どういう対象が減ったのか、地域でそういう受け皿が減ったのか、ちょっとその点で説明をお願いいたします。

それから、次は27ページ。先ほど来、同僚議員からいろいろ質問がありますが、この豊栄のさとの駐車場拡張工事につきましては、この問題は、私は工

事入札、競争入札で行われた入札で契約をしたということは、地方自治法と地方自治法施行令、ありますが、その契約というところが、どういうふうにするかというのは書かれているんですが、特に施行令の167条の契約の中で、やはり入札、競争入札行為が行われた契約というのは、入札内容は変更できないというのが基本ですよ。ですから、入札参加業者が設計図書と仕様書を見て、自分の会社はこれだけでこの仕事をできますよというのを応札するわけです。それで最低の、町の入札の中で、予定価格の範囲で決定をしたのが今の業者なんです。

そういうことを考えた場合には、これは町としては、入札参加は入札審査委員会というのをつくってあるから、その中で入札参加業者を選定しているわけですよ。それで入札行為を行って契約行為を行っているということは、これは町の法令違反、コンプライアンスの欠如、この問題が非常に、今回のこういう、ちゃんと契約を履行しない業者に入札で契約をしたという問題が出てくるわけですよ。それは、こういうのが長として、担当課だけじゃなく、そういった問題は、最近になって土壌改良が、お金がかかったとか、そういう説明はありますが、それは、先ほど教育長が、工事が始まった早期の時点でわかったという話ですけども、でもそれが今日まできているということは、普通に考えたら、入札契約金額の範囲でできるということできたわけじゃないですか。普通の業者だったら、契約金額にない設計内容、または仕様書内容だったら変更申請をして、変更契約をしていただきたいというのが普通だと思うんです。でも、それが無いということは、この契約金額の範囲でやりますよということとどこのつまりずっとやってきて、できないと。ということは、町長は防犯灯の分がこっちの土壌改良に使われてしまったと言いますが、本来でしたら、請け負った限りは契約金額の範囲で、それをしますよということで契約しているわけですね、損をしてもやり切らなアカンわけですよ。これこそ契約違反の行為だと思うんですけどね、でもそれを、そこに至るまでの町の経緯が、本当に法令遵守でやっていたのかという問題が、今回非常に出ていまして、その点では私は、先ほど教育長が、今期議会の本会議が終わるまでに出すというお話じゃなくて、もう予算、始まっている時点で本来は出しておかなアカンのですよ、事前に。それを、てんまつ書をいつ出すのかわからない。予算決算の委員会がある前には出さないと、普通は常識的におかしいと思いますが、そういう問題を含めて、私は入札行為に対して、町が、公金を使う公共事業ですから、公共工事ですから、課長の一存とかそんな問題の次元じゃないんですよ。要は、課長は起案を出して、そういう決裁をとらなきゃいけない、ちゃんと、法令遵

守の決まりがちゃんと、財務規則なり、いろいろありますやん、町の規則の中には。だからそういったことがちゃんとない、そういったことが今回の問題の、一番の、私は非常に問題だなと考えているところなんです、その点町長は、今回のこの工事の入札、本来、設計監理者もいる、最後には完了検査もせなあかん、それで、財務規則によったら出来高払いやから、着手金、どこまでお金をその工事業者に払ったのかという問題も出てくる。全額まだ払ってないと思うんですけど、そういうこともちゃんと法には書いてあるんですよ、財務規則にも書いてある。なぜそれが遵守できないのかということは、これは非常な問題なので、この問題だけじゃなく、今後の町の入札行為、または契約行為に対して、町民全体が信用できなくなるという、大変問題性があるので、そのことについて、17号に関しては答弁を求めます。

それから、議第20号の介護保険事業特別会計補正予算です。私、今回一般質問もしていますので、くどくどとは申し上げないんですけど、豊郷町の介護保険というのは県下で異常に高いわけです。そういった中で今回、町は、私も北海道の長沼町まで調べに行きましたが、第6期分の借入分、貸付分に関しては、県の分に対しては一般財源から充当すると、これはすごい大きな前進だなと思ったんです、すばらしいことやと。それは憲法や地方自治法、地方財政法の決まりからして、一般会計から他会計に補填するということはできるわけやから、法に沿ってやっているというのがやれたということはすごく評価するんですけども、ここに至った町の判断は、法定外繰入をするに至った判断の経緯、または町長のそういう思いを説明していただけますか。

人権政策課長 議長。

前田議長 小川人権政策課長。

人権政策課長 今村議員の、議第17号一般会計補正予算（第7号）に関する質疑についてお答えいたします。

歳入の部分の12ページ、町有地売払収入ならびに建物売払収入の中身についてのご質疑でございました。当初予算では22件分を計上しておりましたが、実績によりまして4件ということで、そのマイナス部分を今回マイナスさせていただいた、減額させていただいたということでございます。

続きまして、13ページの町営住宅整備事業基金繰入金のマイナス部分につきましても、その内容によりまして減額という形で計上をさせていただきました。以上です。

企画振興課長 議長。

前田議長 清水企画振興課長。

企画振興課長 それでは、12番今村議員の質疑にお答えします。

12ページ、16寄附金につきまして、今回の補正を含めまして、合計1億500万円の予算とさせていただいております。あと、返礼品で何が一番多かったのかというご質疑やったと思うんですけども、返礼品につきましては、件数ベースでいいますと、一番多かったのはお米でございます。お米で63%ぐらい、あと、お肉が23%ぐらいということで、大体、これでほとんどになってきます。

以上です。

保健福祉課長 議長。

前田議長 神辺保健福祉課長。

保健福祉課長 今村議員のご質疑にお答えさせていただきます。

議第17号の17ページ、老人福祉費のところ、19負補交の在宅老人給食サービス事業と、20扶助費の紙おむつにつきまして、減額した説明をということでしたけれども、在宅給食につきましては、実施していただきました単位老人クラブの見込みが当初よりも少なかった。また、実施回数が少なかったということから減額をさせていただくものです。次に、紙おむつの支給ですけれども、対象者としましては54名の方がおられるんですけども、年間を通じますと54名ですが、1年のうちには入所されたりとか、途中で使用されなくなったりとか、そういうことで、今年度の推移を見たときに不用額が発生するのではないかということから、この金額を減額させていただきました。

以上です。

伊藤町長 議長。

前田議長 伊藤町長。

伊藤町長 今村議員さんの質疑にお答えいたします。

議員おっしゃるように変更契約をすべきであります。今まで、旧豊郷小学校郡の中の改修におきましても追加が出たり、それで変更契約を議会に提案して、そして議決いただいたものでした。何せ本人に、今のところ話はできませんで、何でこうなったのか、一遍、本人に確認はしていきたいと思っております。これはあってはならんことだと思っております。

それと介護保険の件。これは全協でも説明させていただきましたが、介護保険の第7期の審査委員会の中で、保険料を第6期で下げられた、そしてそういった中で、第7期に被保険者、要するに、そのときに恩恵をこうむっておられない方々に負担を負わすのはどうだということで、これはもう緊急避難的に、審議委員さん全員が、何とか対応してもらえんかと、今後はこういうことのない

いようをお願いしたいということでございました。それで対応させていただいたものでございます。

以上です。

前田議長 ほかに質疑はありませんか。

高橋議員 議長。

前田議長 高橋さん。

高橋議員 それでは、17号の豊栄のさとの駐車場の件について、ちょっと確認だけしておきたいと思います。町長からも答弁が、今、同僚議員の質問にあったんですが、設計図、仕様書、施工図、それと定例的なものがあったのかどうかはわかりませんが、現場、三者における施工業者、設計者、施工主、町ですね、当然、三者の打ち合わせ会議が定例的に持たれていると思われまので、その資料等があれば、今度の予算決算常任委員会に提出をお願いしたいということをお願いします。提出できるのかどうかだけ答弁をお願いしたいと思います。

以上です。

教育長 議長。

前田議長 堤教育長。

教育長 ただいまの高橋議員さんの質疑にお答えいたします。

三者の打ち合わせ等の資料、提出できるものについては提出させていただきたいと思います。

前田議長 ほかにございませんか。

議員 なし。

前田議長 ないようでありますから、これをもって質疑を集結いたします。

お諮りいたします。

会議規則第39条の規定により、議第17号平成29年度豊郷町一般会計補正予算（第7号）を予算決算常任委員会に、議第18号平成29年度豊郷町国民健康保険事業特別会計補正予算（第5号）、議第20号平成29年度豊郷町介護保険事業特別会計補正予算（第5号）、議第21号平成29年度豊郷町高齢高齢者医療事業特別会計補正予算（第5号）を文教民生常任委員会に、議第19号平成29年度豊郷町下水道事業特別会計補正予算（第4号）を総務産業建設常任委員会に付託いたしたいと思ひます。これにご異議ありませんか。

議員 異議なし。

前田議長 ご異議なしと認めます。よって、議第17号を予算決算常任委員会に、議第18号、議第20号及び議第21号を文教民生常任委員会に、議第19号を総務産業建設常任委員会に付託することに決しました。ご審議のほど、よろし

くお願いいたします。

河合議員 ちよつとよろしいか。

前田議長 はい。

河合議員 ちよつとわし、先ほど、壇上で、豊栄のさとの駐車場のね、議決やけど、ちよつとわし、退席だと思ふんだわ。

前田議長 はい。

河合議員 退席したと思う。

前田議長 はい。

河合議員 ちよつと、議事録からはちよつと撤去してほしい、発言を。その、議決の可決に加わってないと思いますので、ちよつと、わしの、そこでは賛成したという発言だと思ふんで、その言葉は撤回してほしい。

前田議長 わかりました。

それでは、日程第26、議第22号平成30年度豊郷町一般会計予算から、日程第31、議第27号平成30年度豊郷町水道事業会計予算までを一括議題といたします。

町長、提案理由の説明を求めます。

伊藤町長 議長。

前田議長 町長。

伊藤町長 議第22号平成30年度豊郷町一般会計予算から、議第27号平成30年度豊郷町水道事業会計予算までの一般会計予算及び各特別会計予算について、一括してご説明申し上げます。

議第22号平成30年度豊郷町一般会計予算についてご説明申し上げます。

平成30年度の地方財政対策では、地方が子ども・子育てや地方創生の重要課題に取り組みつつ、安定的に財政運営を行うことができるよう、地方交付税の一般財源総額について、平成29年度を356億円上回る額を確保して対応することとされました。

さて、本町の財政状況は、平成28年度決算において、普通交付税及び特別交付税、また、県税交付金等が減少したことにより、全体の一般財源は減少してまいりました。こうした中であって、継続的・安定的財政運営のために、財政調整基金及び各特定目的基金に積み立てを行い、財政健全化を確保したところでございます。社会保障関係費の増加傾向を鑑みれば、急速な財政悪化を想定した堅実な財政運営を行う必要があります。平成30年度の予算編成に当たっては、平成27年度に策定いたしました豊郷町まち・ひと・しごと創生「人口ビジョン・総合戦略」に基づき、結婚、出産、子育ての支援、特産物を生か

した産業振興、定住化及び転入の促進を図り、「やすらぐまち」「元気なまち」「つながるまち」を実現すべくまちづくりを進めてまいりました。具体的な施策といたしましては高校世帯までの医療費無料化、おむつ等育児用品購入にかかる経費の一部補助、小中学校入学に係る準備金の助成を引き続き行い、また昨年度までの小中学校の給食費一部助成を、平成30年度より無償化して実施することで子育て環境を充実させてまいります。さらに、現役スポーツ選手やOB・OGを「夢先生」として招待し、子供たちが夢を持つことや、それに向かって努力することの大切さを学ぶ、「夢の教室事業」の開催などを継続・拡大し、明日を担う子供たちを地域の宝として育てまいります。また、経済的理由で結婚に踏み出せない方への結婚に伴う引っ越し費用や住居費等の支援も引き続き実施し、町内での結婚を後押しします。

次に、いつ起こるかわからない大規模地震、自然災害への備えとして、防災体制の強化とともに、自主防災組織の資機材整備や地域防災施設の整備、防災訓練など、不断の防災・減災対策を進めてまいります。また、災害時の拠点となる役場庁舎についても、耐震化を踏まえて庁舎改修を行うものであります。地域産業の振興としては、昨年、「第3回介護職員（スマイルケア食）コンクール」で、農林水産大臣表彰を受賞した「とよさとプリン」をはじめとした町の特産物のPRや、環境こだわり農産物への支援、農村丸ごと保全事業などによる農業振興を推し進めてまいります。また、訪日外国人旅行者への宿泊施設の整備を行うものへの補助などを通じた誘客数の増加や、ふるさと納税返礼品事業による商工業の発展、町内経済の活性化を図ってまいります。諸施策を通して、明日に向かって活力と魅力に満ちたまち、安全・安心で住みよいまちを目指した各事業に取り組むものでございます。

このような方針のもとに編成いたしました平成30年度の一般会計当初予算の総額は38億9,200万円となり、前年と比べますと金額で8,000万円、率にして2.1%の増となりました。

主な歳入について申し上げますと、まず町税であります。総額が9億5,460万1,000円で、前年に比べて1,319万1,000円、1.4%の増となり、以下、地方消費税交付金1億2,400万円で7.8%の増、地方交付税は13億600万円で0.9%の減、国庫支出金は3億3,226万9,000円で4.8%の減、県支出金は2億7,561万2,000円で9.7%の増、財産収入は799万8,000円で34.6%の減、繰入金は2億7,931万8,000円で39.8%の増、諸収入は1億8,063万2,000円で23.5%の減、町費は1億5,020万円で6.8%の減であ

ります。

そのほかでは、地方贈与税 2,500 万円、利子割交付金 110 万円、自動車取得税交付金 890 万円、地方特例交付金 560 万円、交通安全対策特別交付金 118 万 8,000 円、分担金及び負担金 2,217 万 3,000 円、使用料及び手数料 7,120 万 8,000 円、寄附金 1 億 1,000 万円、繰越金 4,000 万円などを見込んでおります。

財源比率では、自主財源の占める割合は 42.5%、依存財源は 57.5% であり、前年に比べて自主財源比率が 1.3% 増加しておりますが、依然として歳入のほとんどを依存財源に頼らざるを得ない厳しい財政構造となっております。

次に、歳出面での主なものといたしましては、民生費 13 億 3,328 万 1,500 円で、前年に比べ 0.7% の減であります。以下、議会費 6,068 万 8,000 円で 4.8% の減、総務費 6 億 2,472 万 2,000 円で 3.2% の増、衛生費 3 億 2,862 万 5,000 円で 0.4% の増、農林水産業費 8,117 万 6,000 円で 9.9% の増、商工費 2,542 万 8,000 円で 10.4% の減、土木費 4 億 2,977 万円で 4.3% の減、消防費 1 億 4,079 万 8,000 円で 15.3% の増、教育費 6 億 5,213 万 6,000 円で 10.4% の増、公債費 2 億 1,031 万 2,000 円で 3.0% の増、労働費 53 万円で 3.9% の増、予備費 500 万円を計上しております。

議第 23 号平成 30 年度豊郷町国民健康保険事業特別会計予算について、ご説明申し上げます。豊郷町国民健康保険事業特別会計予算は、8 億 5,627 万 9,000 円で 16.4% の減であります。

歳入のうち主なものは国民健康保険税 1 億 5,680 万 8,000 円、5.0% の減、県支出金 6 億 808 万 3,000 円、繰入金 8,990 万 4,000 円、3.7% の減、諸収入 128 万 9,000 円、28.8% の減であり、そのほかでは使用料及び手数料 15 万 2,000 円、財産収入 4 万 2,000 円、繰越金 1,000 円を見込んでおります。

歳出では、総務費 1,829 万 8,000 円、19.2% の減、保険給付費 5 億 9,394 万 1,000 万円、1.7% の増、保険事業費 1,376 万 6,000 円、7.2% の増、そのほかでは、国民健康保険事業費納付金 2 億 2,967 万 9,000 円、諸支出金 55 万 2,000 円、基金積立金 4 万 2,000 円を計上しております。

療養諸費の増加により、保険給付費全体で 1,007 万 1,000 円、1.7% 増となりましたが、国民健康保険事業の制度改革に伴う改正により、歳入歳出の構成が大幅に変更され、全体としては 1 億 6,782 万 4,000

円、16.4%の減となったものでございます。

次に、議第24号平成30年度豊郷町下水道事業特別会計予算についてご説明申し上げます。下水道事業特別会計予算は、3億1,734万円で6.0%の増であります。

歳入のうち、主なものは分担金及び負担金157万2,000円、前年同額、使用料及び手数料1億3,971万3,000円、9.3%の増、国庫支出金950万円、皆増、繰入金1億4,278万6,000円、9.2%の減、町債2,170万円、102.8%の増、繰越金200万円、前年同額、そのほかでは財産収入6万9,000円を見込んでおります。

歳出では、総務費1億257万円、4.1%の減、下水道事業費3,902万9,000円、146.8%の増、公債費1億7,574万1,000円を計上しております。下水道事業では、総合地震対策工事の実施に伴う増加により、全体として1,799万円、6.0%の増となったものでございます。

次に、議第25号平成30年度豊郷町介護保険事業特別会計予算についてご説明申し上げます。介護保険事業特別会計予算は6億6,523万9,000円で3.3%の増であります。

歳入のうち、主なものは保険料1億4,529万3,000円、13.5%の増、国庫支出金1億4,427万4,000円、2.0%の増、支払基金交付金1億6,566万3,000円、2.8%の減、県支出金8,943万1,000円、0.3%の増、繰入金1億2,056万2,000円、5.7%の増、そのほかでは使用料及び手数料3,000円、財産収入6,000円、繰越金3,000円を見込んでおります。

歳出では、総務費2,776万8,000円、2.6%の減、保険給付費6億925万1,000円、2.1%の増、地域支援事業費1,831万円、10.9%の増、そのほかでは基金積立金600万9,000円、諸支出金4万3,000円、財政安定化基金拠出金385万8,000円計上しております。

歳出のうち、保険給付費が地域密着型介護サービス及び居宅介護サービスを中心として1,280万9,000円、2.1%の増となり、歳入では保険給付費の増加に伴う国庫支出金及び県支出金が増加し、全体として2,121万円、3.3%の増となったものでございます。

次に、議第26号平成29年度豊郷町後期高齢者医療事業特別会計予算についてご説明申し上げます。後期高齢者医療事業特別会計予算は6,596万円で6.9%の増であります。

歳入のうち、主なものは後期高齢者医療保険料4,012万円、8.3%の増、

繰入金 2,436万3,000円、0.7%の減、そのほかでは国庫支出金 141万5,000円、使用料及び手数料 4,000円、繰越金 1,000円、諸収入 5万7,000円を見込んでおります。

歳出では総務費 638万6,000円、17.1%の増、後期高齢者医療広域連合納付金 5,951万8,000円、6.0%の増、そのほかでは諸支出金 5万6,000円を計上しております。歳出のうち、後期高齢者医療広域連合納付金が 339万3,000円、6.0%の増となったため、全体として 425万4,000円、6.9%の増となったものでございます。

次に、議第 27 号平成 30 年度豊郷町水道事業会計予算についてご説明申し上げます。

平成 30 年度の水道業務の予定量は、第 2 条に記載のとおり、受水戸数、給水戸数 2,420 戸、年間総給水量 83 万 7,183 立方メートル、1 日平均給水量 2,294 立方メートル、一日最大給水量 2,982 立方メートル。主な建設改良事業としては、排水管設備改良費 3,306 万 6,000 円を予定しております。

第 3 条記載の収益的収入及び支出の予定額は、収入総額を 2 億 1,101 万 1,000 円、支出総額を 2 億 5,987 万 5,000 円とし、収入の内訳は営業収益 1 億 3,794 万 5,000 円と、営業外収益 7,306 万 6,000 円です。支出の内訳は、営業費用 2 億 2,381 万 2,000 円と、営業外費用 3,488 万 3,000 円、特別損失 18 万円、予備費 100 万円としております。第 4 条記載の資本的収入及び支出につきましては、資本的収入の総額を 4,147 万 9,000 円とし、その内訳は補助金でございます。

支出につきましては、資本的支出の総額を 1 億 1,645 万 5,000 円とし、その内訳は建設改良費に 3,349 万 8,000 円と、企業債償還金 8,295 万 7,000 円を予定しております。

第 5 条の負担行為は、浄水場包括管理業務を平成 30 年度から平成 31 年度までとし、限度額を 1,233 万 4,000 円とするものであります。第 6 条の議会の議決を経なければ流用することができない経費は、職員給与費 2,004 万円としております。第 7 条の他会計からの補助金については、職員給与費相当額を受け入れ、第 8 条のたな卸の資産購入限度額は、材料に 7 万 3,000 円、量水器に 43 万 2,000 円と定めております。なお、3 ページの注記表の I に記載のとおり、地方公営企業会計基準を適用して財務諸表等を作成しております。

以上、議第 22 号平成 30 年度豊郷町一般会計予算から、議第 27 号平成 30

年度豊郷町水道事業会計予算までの一般会計予算及び各事業会計予算についてご説明を申し上げます。主な事業内容につきましては議員の皆様へ配付いたしました、平成30年度予算書及び主要施策の概要をご参照願いたいと存じます。

なお、本予算の執行に当たりましては、議員の皆さん方の格別のお力添えをお願い申し上げます。提案説明とさせていただきます。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

前田議長 これより質疑を行います。質疑は一括して行います。
質疑はありませんか。

西澤博一議員 議長。

前田議長 西澤さん。

西澤博一議員 それでは、議第22号について質疑をさせていただきます。

まず、49ページですけれども、地域づくり推進事業費の役務費の広告料349万7,000円の詳細について答弁を求めます。

そして、90ページですけれども、災害対策費の備品購入費384万円の内容について答弁を求めます。

あと、101ページ、日栄小学校整備費の工事請負費5,912万4,000円の工事内容について、また、工事内容の土壌改良費は見込んでいるのか答弁を求めます。

110ページの図書館の工事請負費62万3,000円、工事内容について答弁を求めます。

最後になりますけれども、主要施策の概要で32ページ及び33ページに「義務教育費期間の学校給食費の無償化」とあります。この件について区域外の就学、いわゆる町外から通っている児童・生徒、町外に通っている児童・生徒の給食費の取り扱いについてはどうなのか、また、議第22号の、平成30年度の豊郷町一般会計歳入で、37ページなんですけれども、給食事業収入で小学校給食費56万7,000円、中学校給食費の過年度16万1,000円が計上されていますが、この滞納者に対する取り組みはどのように考えているのか、答弁を求めます。

企画振興課長 議長。

前田議長 清水企画振興課長。

企画振興課長 それでは、7番、西澤議員のご質疑にお答えしたいと思います。

49ページ中の地域づくり推進事業費の中の12役務費の中の広告費349万7,000円についてでございますけれども、これにつきましては雑誌等に掲

載が約70万円、それから宣伝用のムービー製作費、約50万円、あと、インターネット広告に残りということで、広く関東というか、東京、神奈川を中心に宣伝を打っていく予定をしております。あともう1つは、全国の滋賀県人会の会報にも広告を掲載させていただく予定をしております。

以上です。

総務課長 議長。

前田議長 村田総務課長。

総務課長 西澤議員のご質疑にお答えをさせていただきます。

予算書の90ページでございますが、款9消防費におきます項3の災害対策費におきまして、節18の384万円の内訳でございます。これにつきましてはLEDの投光器を各避難所、5カ所ございますが、その5カ所に購入をしたいということで、39万6,000円の5カ所分、消費税を含めまして213万8,400円を計上しております。それとあわせてポータブルの電源装置もそれぞれ広域避難所5カ所に購入をしたいということで、31万5,000円の5カ所、それに消費税ということで170万1,000円を計上しているところでございます。

教育次長 議長。

前田議長 岩崎教育次長。

教育次長 西澤博一議員の質疑にお答えいたします。

日栄小学校の駐車場の土壌改良の経費は見えておりません。それと、滞納者に対するの取り組みなんですけども、今年度、弁護士費用といたしまして、保育料と学校給食の滞納者に対するの回収相談を弁護士とさせていただこうと思っております。よろしく願いいたします。また、区域外との関係なんですけども、こちらから先方に行っておられる場合は、住所要件で対応しておりますので、こちらから町外に行っている方に対しては無償ということになります。よろしく願いいたします。

社会教育課長補佐 議長。

前田議長 平良社会教育課長補佐。

社会教育課長補佐 西澤議員の質疑にお答えいたします。

110ページの工事請負費623万円なんですけども、新年度から本庁舎のネットワークシステムの全面改修に伴い、図書館システムネットワーク構築、回線工事費用が新たに発生しますので、予算計上いたしました。これまで本庁舎のネットワークシステムを経由して図書館システムを運用していましたが、新年度から本庁舎は新事業者との契約取り扱いとなります。一方、図書館シス

テムは、現在の事業者との契約期間が31年3月31日まであります。このため、図書館が直接に前事業者との有する遠隔地のクラウドサーバーを利用するためのネットワーク構築回線工事を要することとなります。

以上です。

前田議長 工事の概要はあれでよかった。よろしいですか。西澤さん。

西澤博一議員 ちょっと確認しますよ、岩崎次長。日栄小のグラウンド整備については、土壌改良は見ていないということですね。そうしたら、ああいうような、今の豊栄のさとみみたいな形でやるということかね。雨土をどけて整備する……、もう一度詳しく言うてくれる、見ていないというのはちょっとおかしいん違う。

それともう1点、給食のことやけど、ちょっと聞き取りにくかったけど、豊郷にいる方が向こうへ行った場合は無償ということ。そしたら、向こうからこっちへ来はった人は有償、そういうような扱いをするわけや。ほんで、本人さんにはそのように通知するわけや。向こうからこっち来はった人には、悪いけどあなたは有償ですよいうて。

もう1点、滞納についてやけど、滞納は今弁護士さんと相談してるの。滞納は今、70、80万ありますねけど、これ、どういような相談してはるの。個人的に、私が思うのは、今まで、家庭のお母さん方が、個々の子供さんの給食費を個々に払ってましたわな、給食費を。すると、滞納しておられる家庭があるわな、このとき、弁護士さんと相談したさかいに、もうこれは帳消しやというふうには思っておられないと思うけども、もう一度そこら辺ははっきりと。しかし、今この時点で、現に30年度の予算に上がっていて、弁護士と対応するって、この給食費の滞納は前々からつながってきてる話やで、これ、給食費入れるまでにはそういう対応はとってこなあかんと違うの、そう思わへん。わしはそう思うんやけど。

これ、お母さん方喜んでありますわ、実際の話。給食費無償化になったいうことは、だけど反面、こういうことが起こっているさかいに、これ、早いうちに、事前に弁護士と相談して、どのように対応しているかとかんと、具合悪いと思う。しかし滞納した方には、やはり、払うものは皆さん払うてなかったときに、滞納している方については、やはり給食費として、月払いでも何でも構わんでしょうけど、そういうふう徴収する必要が私はあると思うんです。これについて答弁を願います。

前田議長 西澤さん、すいません。さっきの日栄小のやつは、グラウンドじゃなしに駐車場ですね。

西澤博一議員 駐車場です。

前田議長 駐車場の。

教育次長 議長。

前田議長 岩崎教育次長。

教育次長 先ほどの西澤議員の再質疑にお答えいたします。

日栄小の駐車場の関係ですけれども、土壌改良の経費は見ておりません。今段階、まだ予算も通っておりませんし、今現在の、豊栄のさととの関係もありますので、現在、業者と今協議をしているところです。よろしくお願いたします。

それと滞納の関係なんですけども、従来から滞納者に対しては、催告状なり電話交渉等をやっておりますし、その方、やっておって、払っていただいている方はいらっしゃいますし、分納で納めていただいている人もおられます、その中に、滞納者の中にね、この数字の中に。で、どうしても無理な方にはどうしていったらいいのかということ、弁護士さんにいろいろ相談して、アドバイスをもらいながら進めていこうということを考えているんです。私らで対処できるところはやっていくことは当たり前なんですけども、それ以降の、どうしても払ってもらえない、どうしたらいいかというところを弁護士さんと相談しながらやっていこうと思っております。よろしくお願いたします。

前田議長 岩崎次長、業者っちゅうのは設計業者。

教育次長 そうです。

前田議長 設計業者。

教育次長 設計業者です。

北川議員 そこをはっきり言うてくれんなら。

教育次長 ごめんなさい、設計業者です。すいません、設計業者です。よろしくお願いたします。すいません。

教育長 議長。

前田議長 教育長。

教育長 西澤議員のご質疑にお答えさせていただきたいと思っております。

先ほどから土壌改良の話が大分出てきているんですけど、私も伺わさせていただきますたら、雨土をめぐって土を入れるという方法もあるけれど、そうした場合は、雨土の残土を産廃として出すところ、そしてまた、このかさ上げの部分を補う土の量から等、そして雨土を改良しながら土壌を締めていくと、そうすると、その部分をそのまま再利用してできる工法があるということで、豊栄のさとで、今、このようなことがありましたけど、田んぼ田んぼによりまして、土壌の固さ、やわらかさ、あるいはその上に砕石を敷いてできる場所もあると

いうところを伺っていますので、一旦、今、業者の方、あるいは施工・設計等を調べて、どちらの工法がより安いのか、また、長持ちするのかというところを検討している段階でありますので、ご了解いただきたいと思います。

前田議長 西澤さん。

西澤博一議員 まず給食の件については、今現在は滞納しておる方も、こつこつと払うていただいている方がおると、それはそれでよろしい。あと今、どうにもならないというような言葉が出たさかいね、どうにもならない方については弁護士と相談すると。ただ、前向きに回収できるような方法はないのかなという方向で取り組んでいただきたいと思います。

そして、今の日栄小の駐車場の件ですけど、一応、予算は5,900万何がしで上がっているんだけど、中、今の教育長の説明なんやけど、納得いかんわけや、わしは。どこの現場でもいろいろな方法があろうと思うんやけども、やっぱり、雨土をめくって整地するのが本来の姿とちゃうのかなと私自身は思います。しかしまた、今の豊栄のさとのように、今、豊栄のさとがありますねんと言われるけど、豊栄のさとは豊栄のさとですがな、日栄小は日栄小やで、別に考えてください。同じあれを踏まないように、やはりこれから長く使うところやで、後で何年かたって、駐車場が傷んだからまたお金をかけるようでは、やはり税金の無駄遣いになるので、そこら辺はもっと慎重に考えてもらいたいと思いますわ。一応、予算は5,900万上がってるんでね、はっきり言うときますよ、答弁を求めます。

教育次長 議長。

前田議長 岩崎教育次長。

教育次長 西澤議員の再々質疑にお答えいたします。

土壌改良の関係なんですけれども、設計業者との打ち合わせを密にやっていき、今後の公共施設が無駄にならないように、こちらも頑張ってやっていきたいと思います。よろしく願いいたします。

前田議長 鈴木さん。

鈴木議員 議第22号平成30年度豊郷町一般会計予算に対し質疑を行います。108ページの文化財保護費について質問をいたします。

その前に、先ほどありました豊栄のさとの駐車場の拡張問題、また、この間のバンガローの解体問題、今回は一度提案された町史編集委員の議案が撤回される、これは全て社会教育課の所掌の問題であります。若干、この間社会教育課が所掌する問題について、幾つか心配というか、疑義を持っている点がありますので、そういう基本的な立場に立って質問を10点ほどさせていただきます。

ますので、漏れなく回答をお願いいたします。

まず、文化財保護費の報酬の、町史編纂委員報酬13万8,000円ですが、この報酬の根拠が何なのか、説明をまずお願いします。よろしいか。

2つ目は、編纂委員の委任日がいつか、これも明らかにしていただきたいと思えます。

3つ目は、町史編纂委員会の委員の数、昨年度の開催回数ならびに出席者、いいですか。教育長、いいですか。

次に、町史編集委員報酬が上がっていますが、その根拠となる条例案は議案の撤回がされたわけですが、そもそもですが、報酬をお支払いの根拠となる編集委員は、今設置されているのかどうか、もし設置されているとすれば、いつ編集委員会が設置されたのか報告を求めます。

次、6点目ですが、条例案の撤回の理由として説明がありましたのは、提案した報酬額が相手方と折り合わなかったというような、そういう趣旨の説明でしたが、これは相手方のプライバシーもありますから、どのような肩書きでどのような人とは申しませんが、具体的に、どういう協議でだめになったのか、説明をお願いいたします。

次、7点目ですが、この編集委員の報酬151万2,000円は、議案を撤回されたわけですが、この予算案にはそのまま計上されているわけですが、この予算の執行はどうされるのか説明をお願いいたします。

次、8点目です。報酬の中に学芸員170万円が計上をされています。今年度、29年度予算では学芸員は計上されていません。ここに計上されているということは、この学芸員のお仕事はどのようなお仕事を考えておられるのか、町史編纂にかかわる仕事なのか、学芸員としての仕事なのか、それであればどのような仕事をしていただく予定なのか、説明を求めます。

次、9点目です。13番目の委託料に、これは議案は撤回されていないんですが、次のような表現があります。町史編集補助業務会委託料32万4,000円とあるんですが、まず、この町史編集補助業務会というのはどういうものなのか、書かれていますから説明をお願いしたい。これは撤回されていませんよね、この部分は。ややこしいんですが、この部分は撤回されていないんですが、どうですか。見落としましたが、初めて見た町史編集補助業務会、新しく会をつくれるんですか。説明をお願いいたします。

10点目です。業務会に委託すると、計上しているわけですから、どのような業務を委託する予定なのか、説明をお願いいたします。

次に、これも社会教育の関係ですが、112ページのスポーツ推進委員の報

酬。このスポーツ推進委員の報酬につきましては、確か、平成28年度当初予算で改正条例案が提案されましたが、それも検討を要するというので、その議案も撤回をされました。昨年度、私質問いたしませんでしたのは、1年検討して結果が出るんだらうと、そういうお答えでしたから、見ていたのですが、今年度の当初予算にも、一度議案を撤回し、検討したいという理由で議案を撤回しておきながら、今年度の当初予算にも反映をされていません。この間どういう協議をされて、予算を、条例の改正案を提案しないと、計上しないということになったのか、詳細な説明をお願いします。

最後に、本日は社会教育課長が入院をされているということで補佐が出席をされているわけですが、補佐の方から回答できる部分は回答をしていただきたいと思いますが、課長は入院をいたしておりますが、当然、上司であります次長、教育長には、これらの件については協議をされていたと思われまから、補佐で答えられないところについては上司の方から回答を求めておきます。

以上です。

社会教育課長補佐 議長。

前田議長 平良社会教育課長補佐。

社会教育課長補佐 鈴木議員のご質疑にお答えします。

わかる点だけお答えさせていただきたいと思います。まず、編纂委員さんの委任日なんですけども、平成29年3月30日です。もう1つ、編纂委員さんの13万8,000円の内訳なんですけども、こちら、町史編集委員長と委員の月額根拠なんですけども、すいません、ちょっとこちらの方が調べておりませんでしたので、予算決算でお答えさせていただきたいと思います。

鈴木議員 わからへんの。

社会教育課長補佐 ごめんなさい。編纂委員さんの13万8,000円の根拠ですね。

鈴木議員 根拠って聞いてへんで。だから、仕組みを、13万8,000円の根拠なんて聞いてないよ。いや、補佐でわからへんかったら上司でええで、さっきそう言うたんやから。

社会教育課長補佐 次に、会議を何回したかというのを答えさせていただきます。年度で分けさせていただきますと、平成28年度に3月30日に1回開催させていただきました、平成29年度は8月18日に1回と、12月22日に1回、一応、3月にも開催する予定ではあります。こちらの方の出席なんですけども、第1回の町史編纂委員会は8人出席させていただきました。第2回の編纂委員会は6名の出席者となります。

教育次長 議長。

前田議長 岩崎教育次長。

教育次長 すいません、鈴木議員の質疑にお答えいたします。

編集委員の設置はしているのか、していないのかということですが、現在、編集委員の設置はしておりません。

そして、取り下げた理由なんですけれども、金額の折り合いも当然ですけれども、もう一度、今の町史編纂のあり方を再度検討していこうやないかと、もう一度振り出しに戻ってやっていこうかということで、平成30年度の予算書には編纂委員さんの5名分は見ております。この5名の方と一緒に、今後の町史編纂をもう一度考えようということに、それも含めてです。

それと151万2,000円、学芸員170万、町史編集委員報酬、全部上がっておりますけれども、これはまた6月の議会で補正をさせていただこうと思っております。そしてこれ、ちょっとミスプリなんですけれども「町史編纂補助業務委託料」の間違いです、すいません。これにつきましては32万4,000円。これは町史編纂の助手という形になっております。この分もこれからやっていく中で、これも振り出しに戻したいと思っておりますので、これも6月の補正で減額という形にさせていただこうと思っておりますので、よろしく願いいたします。

鈴木議員 まだ全部答えてないで。

教育次長 すいません。学芸員さんの仕事内容なんですけれども、これにつきましても町史編纂にかかわるお仕事でございます。これも6月の議会の方で補正させていただこうと思っております。よろしく願いいたします。

鈴木議員 まだ答えてない。ゆっくり言うたんやから。

教育次長 編纂委員の委員の数言いましたっけ。

伊藤町長 スポーツ推進委員。

議長。

前田議長 町長。

伊藤町長 失礼します。8番、鈴木議員さんの質疑にお答えします。

私からはスポーツ推進委員さんについてお答えいたします。実は、昨年秋に県下のスポーツ推進委員の大会が豊栄のさとでありまして、それまで担当課の方でいろいろ、金額の方、いろいろご意見があったので、調整をしておったんですけれども、その中で、県下の推進委員さんの状況やらを会長にお聞きして、担当課の中で、月額幾ら、何回がいいのか、それとも年額幾らがええのかということで、県下、大体半分ずつぐらいあるようでありまして、金額の方も相当あります。そういった中で、その活動内容やらをいろいろ調べて、そこで

月額にするか年額にするかを考えるということで、この予算査定の中までに結論が出なかったの、今回は見送るということで担当課の方から答えがありましたので、今回は見送らせていただきました。

以上です。

前田議長 町史の、どこでやるか。

鈴木議員 まだ答えてない。全部答えてください。だから最初に言うたやん、きちんと全部答えてくださいよって。

編纂委員の報酬の根拠は何ですかって一番最初に聞いたんです。基本の基本を聞いているんですよ。それわからんって。

議長。

前田議長 鈴木さん。

鈴木議員 私が聞きましたのは、1つは、一番最初の、これ、基本の基礎でしょう、もう払っておられるわけでしょ、町史編纂委員の報酬を。これを支払っておられる根拠は何ですかって聞いたんですよ。この根拠も答弁できないくらいでは、答弁不能だと、もう何を質問していいのかわからないですよ。

私の方で言っときますと、今回撤回された豊郷町特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に係る条例、これを適用してるんでしょ。私が回答いうのもおかしいんだけど、だって、お金を支払ってる根拠を、何の条例に従って自分が仕事をしているかって、教育委員会で把握されてないなんて、もうこれは啞然としますよ。だから私、一番最初に社会教育課の所掌の問題にはいろいろ疑義があるので、基本的なことからお聞きをしたいといったのは、前段にそう言ったのはそのためなんです。だから一番最初にその基本をお聞きしたんだけど、その回答がない。で、質問は、この編纂委員の部分は、特別職の一番最後の、何でしたっけ、日額7,500円でしたか、一番最後に聞いた。

伊藤町長 5,500円。

鈴木議員 5,500円でしたか、それを適用していると。今度は、これは撤回されたからいいんですが、検討しておりますのは、この町史編集委員の部分は、また、それじゃなしに、きちっとそこに書き込むというんでしょ。この整合性は、やはりきちっと、もう一度していただきたいと。

それから、先ほど編纂委員の委任日が3月30日とおっしゃいましたね。3月30日に委任をして、その年度の開催回数が1回だといったら、いつ開催したんですか。3月30日……、確かそうおっしゃった。3月30日に委任して、28年と言わはったと思う。その次に質問しますが、町史編纂委員会の設置要綱は8月19日に告示されてるんですよ、これ、まさか知らんとはおっし

やいませんでしょう、教育長。こうすると、委任日が3月30日だとすると、半年間何もしていなかったと、3月30日、もう一度確認しますが、間違いがあったらいけないので、大きな声出したらまた間違える。3月30日に委任をして、先ほど補佐は1回開いたと言われたから、ほんならいつ開いたんです。これ、本当ですか。もう一度聞きますよ。平成28年の8月19日に設置要綱が告示されているんです。「この日から施行する」やから8月19日に施行された、で、委任されたのは翌年の3月だと、で、1回開いたんだとしたら、開ける日というのは30日か31日しかないけども、いつ開いたんですか。もし、私の聞き間違いであれば、説明でいけばそのままになりますよね。

それから次に、編集委員は設置していないということですが、編集委員会についてはこの設置要綱の中で、委員会に、町史の編集に関し必要な事務を行なわせるため編集委員会を置くと、前項の規定により編集委員会の設置については、これ、実は「に」が抜けてるんです。これまた日本語が変ですが、「前項の規定による編集委員会の設置については」と、これ「に」が抜けてますわ。恥ずかしいですが、「については別に定める」となっていますから、これはまだ編集委員会を置いてないということは、定めていない。これを定めないと編集委員会は置けませんよ、私が言うのもおかしいけども。これを指摘しておきますから。

それから、この予算は撤回したやつも含めて6月の議会で補正したいと、つまり減額したい、そんなね。例えば学芸員の170万円、これは何だと聞いたら、実はこれも町史にかかわっていただこうと思ったんだと。これも6月議会で落とされるんですか。

それから町史編集補助業務会、この間たくさん、今回、議案の差しかえがありました。それも問題ですが、これ、間違いでしたと。本会議に提案されてから、すいません、間違いでしたと、それはいいです。そんな仕事の仕方が通るんだったら、適当にやっておいて、間違いが指摘されたら、すいません、間違いでしたと。そういう緊張感のない業務執行は、私はいかかなものかと思いますが、これ、お聞きしますが、今日ここで私が指摘するまで、この間違いには気づかなかったということですか、教育長。教育長、決裁してるんでしょ。こんな大事な問題、私が今日指摘するまで気がつかなかったということですか。説明をお願いいたします。

教育長 議長。

前田議長 堤教育長。

教育長 鈴木議員さんの再質疑にお答え申したいと思います。

先ほどの10項目、全て丁寧に説明ができていなかったこと、まず、おわび申し上げますとともに、予算を組んでいて、直前になって、いろいろとそご等も出てきました。その中で、何とか進めていこうとすると、例えば、学芸員さんの件に関しましても、学芸員だけを雇用というんじゃなくて、そこも実は編集委員の方とか、編纂委員の方も、いろいろと説明も十分になされていかないと、うまくスタートしていかない、そういった部分でもたもたしていたところは、確かにあるのはあったんですけど、例えば先ほどのご指摘にあるように、町史の編集補助業務というのがありますが、これは、当初考えていたのは各地域、特に日栄学区でもって今回は町史、特に今までになかった部分、豊郷村史はあるけど日栄村史がないので、そのところを重点的にというと、やはり地域の方のお話も聞かせていただく、そういったことも踏まえて業務補助というようなことを考えておりました。しかし、それがなかなか、それぞれの編纂委員さんの方も思いも持っておられますし、特に大学教授の方については、費用というところを言われたけど、具体的な業務内容。どこまでしていただくのか、どんなことにかかわっていただくのかというところの詰めが、ちょっと甘かったような感じがしますので、ただ、このままではもう進まないの、何とか、6月までにはそこら辺の組織の整備も図りながら前に進めていきたいと、こういうふうに思っている次第でございます。

以上です。

鈴木議員 あなた、質問に答えなあかんやん。私が指摘するまで、今日まで気がつかなかったんですかって聞いたやん。ええかげんにしいな。

教育長 はい、すいません、申しわけありませんでした。そこまで十分に、こちらの方が要綱等を読みとれていなかった状況であります。指摘のとおりであります。

鈴木議員 教育長あかんで。大きな声を出して指摘したら答えるっちゅう、そんな姿勢はだめやって。

教育長 申しわけありません。

前田議長 ほかにございませんか。

鈴木議員 違う、まだ答えてないやん。3月30日に委任をして、1回したっていうんだったら、いつやったんやって。教育長答えてくださいよ。

教育長 議長。

前田議長 堤教育長。

教育長 すいません、28年度の編纂委員の委任日が、先ほど補佐が申したとおり平成29年3月30日であります。そしてその後、委任の後会議を設けてありますので、1回という考え方あります。

以上です。

鈴木議員　だから、いつしたんやって聞いているやんか。具体的にいつやりましたかって聞いているじゃん。

教育長　ごめんなさい、もう一度。編纂委員さんの委任日は平成29年3月30日、これは先ほど補佐が申したとおりでございます。その日に、委任日とあわせて、その日の委任の後、会議を設けさせていただきました。

鈴木議員　議長。

前田議長　鈴木さん。

鈴木議員　つい大きな声を出してしまって申しわけないと思いますが、大きな声を出さざるを得ないような回答はやめていただきたいと。十分まとまらなかったんだと、それで非常にご迷惑をおかけしていると、そんな不誠実な業務執行はないですよ。認められないですよ、それは。

教育長は、ここで言いたくはありませんけど、全員協議会で私が、教育長は、豊栄のさとの駐車場の拡張問題、「管理責任は私にある」とおっしゃったのよ。そんな言葉だけの管理責任では責任にならないと私は指摘したの。本当の管理責任があるとおっしゃるなら、ちゃんとまずは、これからのことは別にして、なぜこうなったのかというてんまつ書を提出するべきだろうと私は質問したの。あなたはどうおっしゃったか、言いたくないですけど、「議員の皆様がそうおっしゃるならば、させていただきます」と、そんな無責任な、不誠実な回答はないでしょうと申し上げました。今日の回答も基本的に変わっていないじゃないですか。今後、真摯に豊郷町の教育行政の責任者として、緊張感を持って業務に当たっていただくよう求めますが、教育長の見解をお願いします。

教育長　議長。

前田議長　堤教育長。

教育長　鈴木議員さんの再々質疑にお答えいたしたいと思います。

今後、教育委員会一同、緊張感を持って業務を進めていきたいと、このように思います。考えております。

前田議長　ほかにありませんか。

今村議員　議長。

前田議長　今村さん。

今村議員　まず、議第22号平成30年度豊郷町一般会計予算で、まず20ページですね、20ページにあります民生費使用料の中で、3番デイサービス使用料ということで、生きがいデイサービス利用料と隣保館デイサービス利用料がそれぞれ上がっていますが、第6期の最終年度から介護保険事業の認定の中で、要支

援1、2の事業、これは、それまでに要支援のサービスを受けていた方は、そのまま介護保険事業内のサービスも受給できるという形になっていましたが、それ以後は、今日の担当課長の答弁もありましたが、本来の介護保険事業会計から外して、町の一般会計、一般施策としての受け皿づくりを増やしていくというお話だったんですけども、この30年度で、今国が言っているのは、介護保険事業の要支援1、2を事業サービスから外すだけではなく、今後、介護認定の介護1、2の段階の人たちも、本来の介護保険サービス給付事業から外するという事、もう既に提案をしてくれています。

こういった中で、町の場合は生きがいデイサービス事業というのは、町の一般施策として、豊栄のさとで社協が担い手としてやっていますが、近隣の状況を見ても、甲良町でも社協がこういった事業から撤退していきという動きも出てきています。この介護保険事業で認定を受けた方々が、町の一般施策事業でどれだけ包括をしていくのか、それを受容していくのかというのが、この30年度、第7期ですが、どんなふうに考えているのか。また、実績として生きがいデイサービスのこの事業、それと隣保館デイサービス利用の、この事業両方で、介護認定の要支援1、2の方が、29年度実績で何人参加していたのか、それも説明をお願いしたいと思います。

そして、その下の農林水産業費使用料で、いきがい協働センター施設使用料が4万円上がっているんですが、あそこは半日借りて1,000円というところなんですけどね、このいきがい協働センターの運用、これからの施設運営、町としては、この使用料としてはほんまに微々たるものなんです、ここのいきがい協働センターはどういう形で、今後町は活用していく、また、これは当初は高齢者福祉施策の一環ともおっしゃってましたよね、交流施設やとか。いろいろありましたが、そういう、このいきがい協働センターはどういう位置づけで30年度やっていくのか説明してください。

次に、21ページの5番、教育費使用料の中で教育施設使用料の中の公民館使用料20万円、使用料料金があるんですが、これと、31ページに、同じように財産貸付収入で豊栄のさと貸付料48万とあるんですが、公民館施設としての20万と、21ページには書いてあるんですが、豊栄のさとの貸付収入として48万とあるのは、これは広域行政組合に貸し付けている部分と社協に貸し付けている部分とありますよね、この料金体系の違いはどういうふうになっているのか、そのことについても説明を。この内訳とともに、貸し付け理由は、同じ公民館施設ということで貸し付けていますが、説明をお願いいたします。

続きまして、27ページに民生費県補助金の中で、節の4番、児童福祉費補助金で、多子世帯子育て応援事業費補助金、これは県費補助ですね、74万4,000円、これは県から来てるやつなのですから、この当初予算で上がっている部分はどのような内容で、人数もどのような内容なのかを説明してください。

次は、32ページの款15財産収入で、ここ、不動産売払収入、また、建物売払収入という形で両方金額が上がっておりますが、これは当初予算ですけれども、これについて、どのような今年度の計画なのか説明をしてください。

続いて37ページ、先ほど、同僚議員からも給食費の無償化予算、小学校と中学校と、これは伊藤町政の、今年度の非常に、子育て支援の目玉商品的に出ております。これは全県的にも給食費の無償化をやっているところもありますし、私ども共産党もさんざんこういうことも、子育て支援施策で実施したらいかがですかということはずっと提言してきましたが、30年度で、伊藤町政において給食費の無償化、いろいろほかにも、子育て支援施策はあるんですが、この小中学校の給食費の無償化に特化して、これを実施するというふうに判断した、町の判断した中身について、どういうことでここに、子育て支援を特化させたのか、それについての町の判断を、説明をお願いいたします。

次は43ページで、これ、総務費の関係で、総務管理費で、一般管理費の中に人件費の部分が入っていますけれども、2番の給料で、一般職級、30年度で退職等、正規、新規採用分というのは人数的にどうなっているのか教えてほしいと思います。

それと、44ページの7番、賃金で、臨時職員賃金1,405万上がっておりますが、これについても臨時職員の人数と配置の内訳を、どの課に持っていくとか、どこに臨時職を配置するとか、その内訳を説明してください。

それから49ページです。これは新規事業なのかな、地域づくり推進事業費で、子育て世帯空き家リノベーション事業費補助金100万円というのが上がっているんですが、これはどのような方針、中身で考えているのか、その中身と、新年度の実施の予定はどういうことを考えているのか教えてください。

それから、次は59ページです。先ほどの絡みですけど、老人福祉費で、委託料で生きがいデイサービスセンター運営事業委託料1,932万1,000円と上がっているんですが、これは社協に対する運営委託料なんですけれども、社協は生きがいデイと介護サービスのデイサービス事業、両方やっていますよね。そういう中で、この、両方に対する人員の行ったり来たりとか、いろいろ言うてましたけれども、ますます、国は居宅サービス事業ということで、介護保険から外した事業を、各地方自治体の独自で、地域支援包括を中心にやりな

さいという方向に打って出てきていますが、この社協にお願いする生きがいデイサービスセンター運営事業委託料の人件費部分というのは、今年度、人件費の増額というものはあるのでしょうか。やはり、こういった事業というのは人がやる事業なので、人件費、人数、増額しない限りは受け入れも増えていかないと思うんですけれども、今年度そういうのは考えているのかどうか、説明をお願いいたします。

そして、次が62ページです。一番上に扶助費の福祉医療費助成事業についてですけれども、これは担当課長に説明だけ聞きたいのですが、町は、子育て支援として子育て応援医療費助成条例というのをつくっていただいて、26年改正で、6歳から高校卒業までの方々には、こういった窓口負担無料化の制度をつくっていただいているのはすごく喜ばれているんですが、私、先日、高校生を持っている保護者の方から、うちは医療費の、高校生の窓口負担を払っているよという話を聞きまして、そんなはずはないでしょうという形で、私は条例を見たらなっていますよという話をしたんですが、義務教育下の小中学校は自動的に、そういう交付、町事業の、そういう福祉医療助成券が出ると思うんですが、高校生に対してはこの申請書を、交付申請書を出してくださいという形になっているのかなと思って、これは、高校生の場合は申請主義で、申請がなかったら無料化は実施していないということなんですか。払ってますという話を聞いて、ちょっとその辺が理解できなかったんですが、町の事務のやり方というのは、福祉のいろいろな事業って申請主義が多いので、申請した人にはやりますが、しなかった人には、申請来なかったからしませんよというのは結構あるので、これもそういうパターンでやっているのかどうか、そのほかもちょっと答弁をお願いしたいと思います。

それと、これは各項目に対する質問になるんですが、今回、各会計も全部一括なので、これは全部、総じて聞きたいことなんですが、町の税の滞納、または家賃の滞納、資金の滞納、それから料金の滞納、いろいろありますよね。そういった中で、22号から27号まで、水道会計、企業会計ですけれども、それぞれの会計で、29年度で差し押さえ処分をした件数、滞納処分として、それを説明していただきたいと思います。一般会計ならびに国民健康保険、下水道事業、介護保険事業、後記高齢医療事業特別会計、また、上水の事業会計予算。これ、29年度で、滞納処分として町ができる差し押さえ処分はありますので、それを、それぞれの予算の中で、一般特会、または企業会計でどんだけしているのかという実績だけ教えてください。

以上です。

医療保険課長 議長。

前田議長 北川医療保険課長。

医療保険課長 それでは、今村議員のご質疑にお答えしたいと思います。

私の方からは、生きがいデイサービスの関係の介護保険の立場の方から申し上げたいと存じます。まず、生きがいデイサービスにつきましては元気な老人の対応をしていただいているという思いから、要支援の方の介護保険サービスについては、介護保険の中で事業所に行っていただいているという思い、その中で生きがいデイサービスを、お友達が行かはるから私も行くというようなことが、今まで少し出てきたんですけど、それは介護サービスとは別の話だという、元気な老人の体操とか、いろいろな認知症の予防教室とか、そういう部分なりの、行っておられるのではないかなという部分で、それについては一般施策ということで考えておりましたし、これからも、今後、社会福祉協議会と協議してというふうに私が申し上げておったんですが、さすがに人件費等、おっしゃっていただくように、スペース、また、指導していただく人数等にも限りがございます。今後は、やはり介護サービスでなければならないことは介護サービスです。また、介護にかからない元気な老人を育てていくための生きがいデイサービスを、その社会福祉協議会で対応していただける中で、どのようにしていくかということは今後協議していきたいというふうに、今後も思っておるようなところでございますので、ご理解のほど賜りたいと思います。

経費の関係につきましては保健福祉課サイドになりますので、よろしく願いしたいと思います。

以上です。

税務課長 議長。

前田議長 西山税務課長。

税務課長 今村議員の質疑ですが、差し押さえ件数につきまして、平成29年度、今年度2月末現在でお知らせいたします。町県民税の方が22件、145万1,000円、固定資産税24件、151万5,619円、軽自動車税12件、20万2,274円、国民健康保険税16件、122万1,201円でございます。

以上です。

教育次長 議長。

前田議長 岩崎教育次長。

教育次長 今村議員の質疑にお答えします。

27ページ、多子世帯子育て応援事業費補助金なんですけれども、これは児

童措置費の中の148万9,400円の2分の1の補助率でやっております。

今村議員 児童何。

教育次長 措置費です。

今村議員 措置費。

教育次長 児童措置費です。措置費の中の多子世帯応援事業の148万9,400円の2分の1です。

産業振興課長 議長。

前田議長 山田産業振興課長。

産業振興課長 今村議員の質疑にお答えいたします。

20ページの3、農林水産業費使用料の、いきがい協働センターの今後の利活用についてですけれども、現在、毎週水曜日、ぼっちゃんカフェというふうに利用させていただいておりますのと、また、個人的にみそづくり等の、加工品の生産について利用させていただいております。今後とも、個人・団体問わず、利用料も結構お安めですので、幅広く利用していただけるようにしていきたいと思っております。

以上です。

人権政策課長 議長。

前田議長 小川人権政策課長。

人権政策課長 今村議員のご質疑で、32ページの財産収入でございますが、改良住宅譲渡、今年度予定をしております13件分を計上いたしました。

以上です。

企画振興課長 議長。

前田議長 清水企画振興課長。

企画振興課長 続きまして、49ページ、地域づくり推進事業費の19、負補交の子育て世帯リノベーション事業費補助金についてお答えします。

これにつきましては、滋賀県が実施しております滋賀県子育て世帯空き家リノベーション事業費補助金要綱に基づく事業、具体的に申しますと、小学生以下の子供がいる世帯が、空き家バンクを通じて取得したおうちを改修、リノベーションされる場合に補助をされるというもので、26ページの県補助の中にも50万の歳入を見ておりますけれども、基準額150万円に対して、本人が50万円、それから3分の1の50万が県、それから残りの3分の1の50万円を町がもつという補助金を予定しております。来年度1件を見込んでおります。

以上です。

保健福祉課長 議長。

前田議長 神辺保健福祉課長。

保健福祉課長 今村議員のご質疑にお答えさせていただきます。

歳入の方ですけれども、20ページのところで、デイサービスの使用料で要支援1、2の方が何人おられるかということですが、資料、今持ち合わせておりませんが、4名ほどおられたと思います。委員会の方で詳しい人数をまた報告させていただきたいと思います。

それと、59ページの同じく生きがいデイの方で、生きがいデイと社協が実施していますデイサービス両方の人員の行き来があるのかということに関連して、職員の行き来はありませんけれども、人件費の増加があるのかということでした。今年度の予算では1,932万1,000円をお願いしております。昨年は1,795万2,000円でしたので、130万余りが増額となっておりますけれども、具体的には事業費の取り組みの中で充実をさせていただく予算ということで、人件費としては、少しは上がっておりますが、そんなに大きくなかったという部分ではありませんので、お願いしたいと思います。

それと、62ページのところで福祉医療の関係、子育て支援のところで利用されていない方がおられるというお話がありましたけれども、こちらにつきましては新の小学1年生、また、そういう形で子育て支援の方に切りかわっていくところについては、広報のお知らせと、今現在持っておられる方の切りかえということで、直接案内の通知を送らせていただいております。本人の申請主義というふうになっておりますけれども、そういう形で申請していただくようにということも、呼びかけもさせていただいていることだけ、先に報告させていただきます。

以上です。

医療保険課長 議長。

前田議長 北川医療保険課長。

医療保険課長 すいません、先ほど申し忘れておりました。私どもが掌握しております特別会計において差し押さえ件数はございません。

以上です。

総務課長 議長。

前田議長 村田総務課長。

総務課長 私の方からは、43ページの総務費、総務管理費におけます2の給料のところだと思います。これ、人数だと思うんですが、職員について、15名分をここで見ております。

その下の44ページの7の賃金でございますが。

今村議員 7は臨時職員。職員分、15名全員。

総務課長 職員だけです。

今村議員 正規職員。

総務課長 正規職員。44ページの賃金というのは、これは臨時職員で8名分を見ているところでございます。

社会教育課長補佐 議長。

前田議長 平良社会教育課長補佐。

社会教育課長補佐 今村議員の質疑にお答えします。

21ページの教育使用料の2、公民館使用料の20万円ですけども、こちらの方は貸館の分、使用料になります。31ページの豊栄のさと貸付料48万円は、広域行政組合への貸付料となります。

以上です。

人権政策課長 議長。

前田議長 小川人権政策課長。

人権政策課長 人権で担当しています公営住宅・改良住宅の家賃に関する差し押さえ件数はございません。

以上です。

上下水道課長 議長。

前田議長 森本上下水道課長。

上下水道課長 今村議員のご質疑にお答えをいたします。

上下水道課で所管しております各使用料について、29年度の差し押さえ件数というのはございません。しかしながら、水道の方が私債権ということで、差し押さえというよりは、水道で取り組んでいます水道の給水停止というのをさせていただいております。それが29年度に1件ございます。

以上です。

教育次長 議長。

前田議長 岩崎教育次長。

教育次長 教育委員会の保育料の差し押さえはしておりません。

伊藤町長 議長。

前田議長 伊藤町長。

伊藤町長 それでは、今村議員さんの質疑にお答えいたします。

私は、子育て支援は何が大切かという、やはり18歳までの医療費無料化、そして、医療費の方は議員の方が一般質問でもおっしゃっておりますけれども、

まず給食、小中学無償化が、子育て支援としては一番大切だと思ってしたところでございます。

以上です。

前田議長 ほかにありませんか。

今村議員 はい。

前田議長 今村さん。

今村議員 医療費無料化の高校卒業までの件ですが、広報なり、そういう通知はしてきて、それで本人が気がつかなくて、高校生になって、私が聞いたのは高校2年生になっている子なんですけどね、払い続けてきたけど、何でやろうと聞かれて、こっちも何でやろうと一瞬思ったんです。そういう高校生を持っている世帯で、保護者が申請漏れをされているという人に対しては、高校入学まで遡及して補填するとか、そういったことは考えられるのですか。本人は、悪意を持ってそれを申請しなかったわけじゃないと思うんですよね。そういうのは、今、町長が子育て支援は非常に大事だということで、今回、施策の充実を具体化していただいたことはすごく結構なことなんですけど、そうやって、住民さんでそういう関係のお子さんをお持ちの保護者で、それがわからなかったとか、申請漏れしてしまったとか、そういう人たちのフォローはどんなふうに。町長でも課長でもいいんですけど、もし、その人1件じゃなくて、ほかにもあるかもしれないので、もしかしたら。それに対しては今後どういうふうにしてただけるのか、また現在、支払ってきた分に関しては一定遡及して補填するのかどうか、その点の見解をちょっとお聞きしたいんです。お願いします。

伊藤町長 議長。

前田議長 伊藤町長。

伊藤町長 それでは、今村議員さんの再々質疑にお答えいたします。

いろいろ、知らなかったということとか、いろいろな条件で遡及して、返せというような状況がございます。それは、要するに行政として、それは返さなければならぬものなのか、返さなくてもいいものか、しっかり検証しなければ、いろいろな面に波及してきますので、その点、ご理解のほど、よろしく願います。

今村議員 検討はするのね、そう言うときます。

前田議長 ほかに質疑はありませんか。

議員 なし。

前田議長 ないようでありますから、これをもって質疑を終結いたします。
お諮りいたします。

会議規則第39条の規定により、議第22号平成30年度豊郷町一般会計予算を予算決算常任委員会に、議第23号平成30年度豊郷町国民健康保険事業特別会計予算、議第25号平成30年度豊郷町介護保険事業特別会計正予算、議第26号平成30年度豊郷町後期高齢者医療事業特別会計予算を文教民生常任委員会に、議第24号平成30年度豊郷町下水道事業特別会計予算、議第27号平成30年度豊郷町水道事業会計予算を総務産業建設常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

議 員 異議なし。

前田議長 異議なしと認めます。よって、議第22号を予算決算常任委員会に、議第23号、議第25号及び議第26号を文教民生常任委員会に、議第24号及び第27号を総務産業建設常任委員会に付託することに決しました。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

以上をもって、本日の日程は全て終了いたしました。

本定例会会期中の日程は、皆様に配付しました日程表により審議されるよう、よろしく願いいたします。

本日は、これをもって散会いたします。ご苦労さまでした。

(午後1時08分 散会)